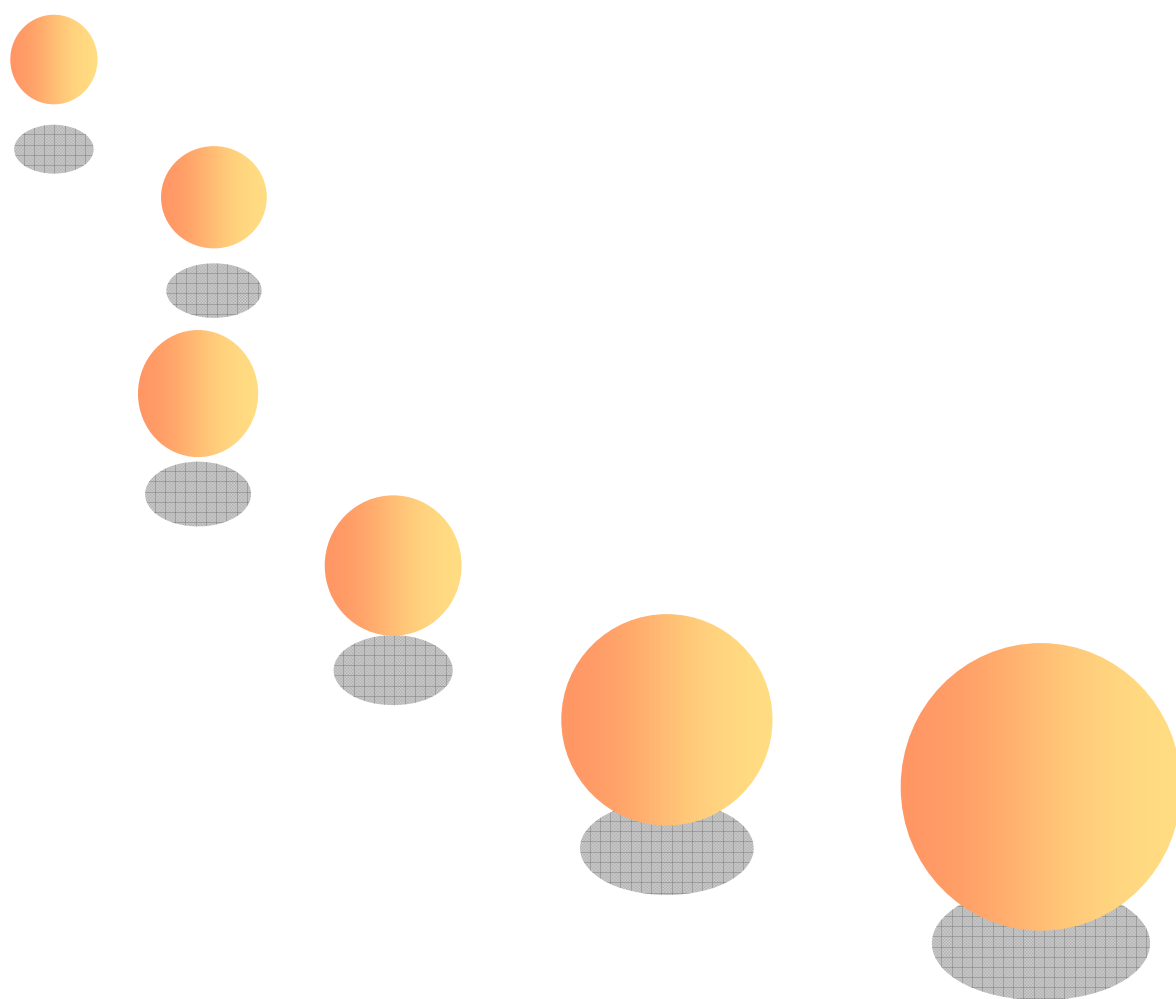


ご契約者の皆さまへ

国内旅行傷害保険

ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)

[2019 年 12 月 1 日以降保険始期契約用]



この普通保険約款・特約集は、
保険始期が 2019 年 12 月 1 日から 2024 年 8 月 31 日までのご契約に適用されます。

このたびは国内旅行傷害保険をご契約いただき、誠にありがとうございます。

この冊子をご契約に伴う大切な事柄を記載したものです。必ずご一読いただき契約内容のご確認にご活用ください。

被保険者（補償の対象となる方）が既に他の保険で同種の保険商品等をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては補償内容がご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。

① 「お客さま専用ページ」の作成と活用

当社では書面手続きをできる限り省略し、運営コストの削減につとめ、低廉な保険料の商品をご提供してまいります。そのため、ご契約者（もしくはご加入者）の皆さまにご契約内容の照会・解約等を受け付ける「お客さま専用ページ」を当社サイト上にご用意いたします。「お客さま専用ページ」にアクセスするためにはログインID（au 損保 ID または auID）／パスワードが必要となります。

② 証券不発行の取り組み

上記のとおりペーパーレスを実現するため、保険証券の発行を省略しています。保険証券の発行をご希望の場合は、「お客さま専用ページ」にログインの上、お手続きいただきますようお願いいたします。

※ ご契約内容の詳細は、「お客さま専用ページ」にてご確認ください。

※ 保険金の請求にあたり保険証券のご提示は不要です。

INDEX

I. 国内旅行傷害保険の概要	P.2
1. 商品の仕組み	P.2
2. 被保険者	P.2
3. 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合	P.2
4. 主な特約とその概要	P.3
5. 補償の重複に関するご注意	P.5
II. 無効、取消し、失効	P.5
III. 保険金請求の手続き等	P.6
1. 万一、事故が発生した場合	P.6
2. 保険金の支払請求時に必要となる書類等	P.6
3. 保険金のお支払時期	P.6
4. 保険金請求権の時効	P.6
<別表「保険金請求書類」>	P.7
IV. 保険金の代理請求	P.8
V. 事故のご連絡・ご契約に関するお問い合わせ窓口	P.8
■ 普通保険約款・特約	P.9
傷害保険普通保険約款	P.11
特約	P.27

I . 国内旅行傷害保険の概要

1. 商品の仕組み

この保険は、被保険者が国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって傷害（「ケガ」といいます）を被った場合などに保険金をお支払いする保険です。

（※病気は保険金お支払いの対象となりません。また、補償開始以前の事故は対象外です。）

2. 被保険者

被保険者は、契約申込時に指定された方となります。

3. 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合

国内旅行傷害保険（国内旅行傷害保険特約セット傷害保険）の主な保険金とその概要を記載しています。ご契約のプランおよびセットされる特約により「保険金をお支払いする場合」や「お支払いする保険金の額」が異なることがありますのでご注意ください。詳細は、普通保険約款・特約（P.9～）をご確認ください。

国内旅行中とは、保険期間中で、かつ、被保険者（補償の対象となる方）が国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
死 亡 保 険 金	国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金の全額 ※ 保険期間内の事故により、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	1. 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ① ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ③ 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ④ 脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動（注1） ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑧ 自動車等の乗用具による競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習を行っている間の事故 ⑨ 山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故 など
後 遺 害 保 険 金	国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた約款所定の保険金支払割合（4%～100%） ※ お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入 院 保 険 金	国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額 × 入院した日数 ※ 入院した日数は180日が限度となります。また、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、保険金をお支払いしません。	
手 術 保 険 金	国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために約款所定の手術を受けた場合	① 入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 入院保険金日額 × 5 ※ 1事故につき1回の手術に限ります。また、1事故に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式により計算した手術保険金をお支払いします。	
通 院 保 険 金	国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院された場合	通院保険金日額 × 通院した日数 ※ 通院した日数は30日が限度となります。また、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、保険金をお支払いしません。 （注）通院保険金支払限度日数変更特約（30日用）がセットされています。	（注1）テロ行為によって発生したケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります。 （注2）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

4. 主な特約とその概要

主な特約とその概要を記載しています。ご契約のプランによりセットされる特約が異なりますのでご注意ください。詳細は、普通保険約款・特約（P.9～）をご確認ください。

国内旅行中とは、保険期間中で、かつ、被保険者（補償の対象となる方）が国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任補償特約	被保険者（注）が国内旅行中における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えたりした結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 （注）被保険者が責任無能力者である場合は、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金お支払いの対象となります。	損害賠償金の額 - 自己負担額（0円） ※ 1回の事故につき個人賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 別枠で約款所定の費用（損害防止軽減費用等）をお支払いすることがあります。 ※ 賠償額の決定については、事前に当社の承認が必要です。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。	1. 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① ご契約者または被保険者の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動（テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります。） ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など 2. 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ② 職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③ 同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ④ 第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ⑤ 心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑥ 航空機・船舶・車両（人力のものやゴルフ・カートを除きます）の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任 など
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	被保険者（注1）が国内旅行中に日本国内のゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したときに、慣習として費用（注2）を負担したことによって損害を被った場合 （注1）本特約はアマチュアの方を対象とするもので、プロ資格の保有者およびゴルフの競技または指導を職業としている方は保険金のお支払いの対象とはなりません。 （注2）次の費用をいいます。 ① 贈呈用記念品購入費用。ただし貨幣、紙幣、商品券、プリペイドカード等の購入費用は含みません。 ② 祝賀会費用 ③ ゴルフ場に対する記念植樹費用 など	ホールインワン・アルバトロス費用の額 ※ 1回のホールインワンまたはアルバトロスにつき、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。	① 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ② 被保険者がゴルフ場の使用人（臨時雇いを含みます）である場合、その被保険者が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など

（注）ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険契約等を複数ご契約されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いできませんのでご注意ください。

国内旅行中とは、保険期間中で、かつ、被保険者（補償の対象となる方）が国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害補特約	国内旅行中に携行する被保険者所有の身の回り品に、偶然な事故により損害が発生した場合 (※) 身の回り品には、下記のものには対象に含まれません ① 株券、手形、定期券、印紙、切手、その他これらに類する物 ただし、定期券以外の乗車券ならびに通貨等については補償対象となります。 ② 預貯金証書、クレジットカードその他これらに類する物 ③ 船舶、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品 ④ 山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に用いられる用具 ⑤ 義歯、義肢およびコンタクトレンズその他これらに類する物 ⑥ 動物および植物 ⑦ その他保険証券に保険の対象に含まない旨記載された下記のもの a) サーフボード・ウインドサーフィンおよびこれらの付属品 b) 携帯電話（スマートフォン、PHSを含む）等の携帯式通信機器およびこれらの付属品 c) ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 d) つり具（つり竿・竿掛け・竿袋・リール・ルアー・つり具入れ・クーラー・びく・たも網・救命胴衣・胴付長靴およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。） など	損害の額 - 自己負担額 (3,000円) ※ 損害の額は携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券または通貨等は合計5万円）が限度となります。 ※ 保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。	① ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動 （テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります。） ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤ 保険の対象の欠陥 ⑥ 保険の対象の自然の消耗・性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い ⑦ 保険の対象のすり傷等の単なる外観の損傷 ⑧ 保険の対象の置き忘れ・紛失 など
救済者費用等補特約	国内旅行中に被保険者が次の①から③のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者または被保険者の親族が搜索救助費用等を負担したことによって損害を被った場合 ① 搭乗している航空機・船舶が行方不明または遭難した場合 ② 急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な搜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合 ③ 急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合	救済者費用等の額 ※ ご契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した次の費用をいいます。 ア. 搜索救助費用 イ. 交通費（現地までの1往復分の交通費・救済者2名分まで） ウ. 宿泊料（1名につき14日分限度・救済者2名分まで） エ. 現地からの移送費用（帰宅のための運賃のうち払戻しを受けた額、負担することを予定していた額は差し引きします。） オ. 諸雑費（3万円まで） ※ 保険期間を通じて救済者費用等保険金額が限度となります。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。	① ご契約者、被保険者の故意または重大な過失 ② 闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ③ 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ④ 脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動 （テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります。） ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑧ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注） ⑨ 山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故 など （注）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

5. 補償の重複に関するご注意

被保険者またはそのご家族が契約されている保険契約等（共済契約または異なる保険種類の特約を含みます）により、既に同種の補償がある場合、**補償が重複し、保険料が無駄となることがあります**。ご契約にあたっては、補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。

※ なお、複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居の変更等）により被保険者が補償対象外となったときなど、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

今回ご契約いただく補償 (セットの有無は、プラン・コース等により異なります)	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人賠償責任補償特約	火災保険の個人賠償責任補償特約
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	他の傷害保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約
救援者費用等補償特約	他の傷害保険の救援者費用等補償特約
携行品損害補償特約	火災保険の携行品損害補償特約

(注) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険等を複数ご契約されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いできませんのでご注意ください。

II. 無効、取消し、失効

下記の事から該当した場合について、既に払い込みいただいた保険料の取扱いは以下のとおりです。

(1) 無効

ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込みいただいた保険料は返還できません。

(2) 取消し

ご契約者または被保険者の詐欺または強迫によってご契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。既に払い込みいただいた保険料は返還できません。

(3) 失効

被保険者が死亡（注）された場合は、この保険契約は失効となります。既に払い込みいただいた保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。

（注）死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡された場合は、取扱いが異なります。傷害保険金部分の保険料について返還できない場合がありますのでご注意ください。

Ⅲ． 保 険 金 請 求 の 手 続 き 等

1. 万一、事故が発生した場合

- ① 事故が発生した場合には、30 日以内に事故受付デスクまでご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内にご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。 **事故受付デスクの連絡先は、P.8 をご参照ください**
- ② 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- ③ 個人賠償責任補償特約がセットされたご契約の場合、賠償事故に関わる示談交渉については、事前に当社へご相談ください。あらかじめ当社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
- ④ 被保険者が実際に被った損害等を補償する特約などについては、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無により、当社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(当社がお支払いする保険金の額) (注 1)

- a.他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は支払責任額(注 2)をお支払いします。
- b.他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額(注 2)を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。

(注 1) お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(注 2) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2. 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、＜別表「保険金請求書類」＞のうち当社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて他の書類のご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

3. 保険金のお支払時期

当社は **2.保険金の支払請求時に必要となる書類等** をご提出いただいてからその日を含めて 30 日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は事故受付デスクまでお問い合わせください。

4. 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3 年)がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1) 当社所定の保険金請求書				
(個人情報情報の取扱いに関する同意を含みます)				
(2) 当社所定の傷害状況報告書など				
※事故日時、発生場所、原因等をご申告される書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(7)に掲げる書類もご提出いただく場合があります。				
(3) 被保険者であることを確認する書類				
例	・家族関係の証明書類（住民票、健康保険被保険者証） ・各種名簿 ・旅行中であることを証明する書類			
(4) 保険金の請求権をもつことの確認書類				
例	・印鑑証明書、資格証明書 ・戸籍謄本 ・委任状 ・未成年者用念書			
(5) ケガに関する保険金をご請求する場合に必要な書類				
① 保険事故の発生を示す書類				
例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など） ・当社所定の死亡診断書または死体検案書			
② 保険金支払額の算出に必要な書類				
例	・当社所定の診断書・領収書（治療費） ・レントゲン等の検査資料 ・当社所定の後遺障害診断書			
③ その他の書類				
例	・運転資格を証する書類（免許証など） ・調査同意書（当社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書）			
(6) 損害賠償責任に関する保険金をご請求する場合に必要な書類				
① 保険事故の発生を示す書類				
例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書・事故証明書）またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類） ・示談書またはこれに代わるべき書類 ・賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿 ・預り伝票など受託物があることの確認資料 ・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真			
② 保険金支払額の算出に必要な書類				
例	・修理見積書、請求明細書、領収書 ・図面（配置図、建物図面） ・その他の費用の支出を示す書類 ・損害賠償内容申告書 ・レントゲンなどの検査資料 ・受領している年金額の確認資料 ・交通費、諸費用の明細書 ・死亡診断書、死体検案書 ・労災からの支給額の確認資料 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 ・葬儀費明細書、領収書 ・休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ・当社所定の診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書			
③ その他の書類				
例	・権利移転書 ・先取特権に関わる書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） ・調査同意書（当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）			
(7) その他費用に関する保険金をご請求する場合に必要な書類				
① 保険事故の発生を示す書類				
例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書、盗難届証明書など） ・ホールインワン・アルバトロス証明書 ・損害物の写真			
② 保険金支払額の算出に必要な書類				
例	・被害品の価格を証明する書類 ・修理見積書 ・領収書 ・補償金または見舞金の領収書			
③ その他の書類				
例	・調査同意書（当社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書） ・他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの			

IV. 保険金の代理請求

被保険者の方に保険金をご請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金をご請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）がございます。

（被保険者の方に法定代理人がいる場合や第三者に保険金のご請求を委任している場合は、この制度をご利用いただけません。）

- ・保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ・当社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② 上記①の方がいない場合や上記①の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族
- ③ 上記①および②の方がいない場合や上記①および②の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の 3 親等内の親族
（注）法律上の配偶者に限ります。

※ 万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせいただくようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金のご請求に対して当社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金のご請求を受けたとしても、当社は保険金をお支払いできません。

V. 事故のご連絡・ご契約に関するお問い合わせ窓口

■ 万一、事故が発生した場合は、30 日以内に、下記までご連絡ください。

事故のご連絡・ご相談は
事故受付デスク  0077-78-0365 〔受付時間〕 24 時間 365 日 ※ 携帯電話・PHS からでもご利用いただけます。 ※ 一部の I P 電話などご利用いただけない場合がございます。 ※ おかけ間違いにご注意ください。

- ※ ご連絡がないとそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ※ 個人賠償責任補償特約を合わせてご契約の場合、賠償事故に係わる示談交渉等は、必ず事前に当社と相談のうえ、おすすめください。

■ 商品・ご契約内容に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

ご契約に関するご連絡・お問い合わせは
a u 損保カスタマーセンター  0800-700-0600 〔受付時間〕 9 : 00 ~ 18 : 00（年末年始を除く） ※ 携帯電話・PHS からでもご利用いただけます。 ※ 一部の I P 電話などご利用いただけない場合がございます。 ※ おかけ間違いにご注意ください。

普通保險約款・特約

普通保険約款・特約一覧表

■ 普通保険約款

名称	適用される場合	ページ
傷害保険普通保険約款	全てのご契約に適用されます。	11

■ 補償に関する特約

名称	適用される場合	ページ
国内旅行傷害保険特約	全てのご契約に適用されます。	27
通院保険金支払限度日数 変更特約 (30 日用)	お客さま専用ページ(マイページ)、契約確認書または保険証券の「補償範囲に関する特約」欄に「通院保険金支払限度 (30 日)」と表示されている場合に適用されます。	28
個人賠償責任補償特約 (国内旅行傷害保険用)	お客さま専用ページ(マイページ)、契約確認書または保険証券の「補償項目」欄に個人賠償責任保険金額が表示されている場合に適用されます。	28
携行品損害補償特約 (国内旅行傷害保険用)	お客さま専用ページ(マイページ)、契約確認書または保険証券の「補償補項目」欄に携行品損害保険金額が表示されている場合に適用されます。	34
救援者費用等補償特約 (国内旅行傷害保険用)	お客さま専用ページ(マイページ)、契約確認書または保険証券の「補償項目」欄に救援者費用等保険金額が表示されている場合に適用されます。	39
ホールインワン・ アルバトロス費用補償特約 (国内旅行傷害保険用)	お客さま専用ページ(マイページ)、契約確認書または保険証券の「補償項目」欄にホールインワン・アルバトロス費用保険金額が表示されている場合に適用されます。	44
テロ行為補償特約 (国内旅行傷害保険用)	お客さま専用ページ(マイページ)、契約確認書または保険証券の「補償範囲に関する特約」欄に「テロ行為補償」と表示されている場合に適用されます。	48

■ 保険料の払込みに関する特約

名称	適用される場合	ページ
電子決済手段による 保険料支払に関する特約	【2021 年 5 月 26 日以降に契約を締結した場合】 お客さま専用ページ (マイページ)、契約確認書または保険証券の「保険料払込方法」欄または「保険料支払方法」欄に「クレジットカード払」、「au かんたん決済」または「au PAY」と表示されている場合に適用されます。	48
クレジットカードによる 保険料支払に関する特約	【2021 年 5 月 25 日以前に契約を締結した場合】 お客さま専用ページ(マイページ)、契約確認書または保険証券の「保険料払込方法」欄または「保険料支払方法」欄に「クレジットカード払」と表示されている場合に適用されます。	49
通信料金等との合算による 保険料支払に関する特約 (債権譲渡型)	お客さま専用ページ(マイページ)、契約確認書または保険証券の「保険料払込方法」欄または「保険料支払方法」欄に「通信料合算払」と表示されている場合に適用されます。	50

■ その他の特約

名称	適用される場合	ページ
インターネット通信販売に 関する特約 (国内旅行傷害保険用)	お客さま専用ページ(マイページ)、契約確認書または保険証券の「その他特約等」欄に「インターネット通信販売に関する特約」と表示されている場合に適用されます。	51
保険証券等の発行に関する 特約	お客さま専用ページ (マイページ) または契約確認書の「その他特約等」欄に「保険証券等の発行に関する特約」と表示されている場合に適用されます。	53

傷害保険普通保険約款

保険約款は、普通保険約款および特約から構成されています。

ご契約に適用される保険約款において、次表に掲げる用語の定義は、本約款において共通のものとして、それぞれ次表に定めるところに従います。

＜この保険約款全般に共通する用語のご説明－共通定義＞

(50 音順)

用語	定義
医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
解除	当会社からの意思表示によって、ご契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
解約	ご契約者（注）からの意思表示によって、ご契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。 （注）第 20 条「被保険者による保険契約の解約請求」（3）および（4）の規定においては、被保険者とします。
既経過期間、未経過期間	「既経過期間」とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、「未経過期間」とは、保険期間の末日までの残存期間をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注 1）または試運転（注 2）をいいます。 （注 1）いずれもそのための練習を含みます。 （注 2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの（注）をいいます。 （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
ご契約者	保険証券の「ご契約者」欄に記載されているご契約の当事者で、保険契約の変更・解約や保険料のお支払いなど、この保険約款に定める権利を有し義務を負う方をいいます。
死体の検案	死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注 1）。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療（注 2）に該当する診療行為（注 3） （注 1）歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

用語	定義
手術	(注2) 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りません。 (注3) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りません。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車または原動機付自転車、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
普通保険約款	ご契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険契約上の権利および義務	保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

第1章 補償条項

第1条【保険金をお支払いする場合】

- (1) 当社は、被保険者（注1）が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（注2）によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金（注3）をお支払いします。
- （注1）保険証券に記載された被保険者をいいます。以下同様とします。
- （注2）以下「事故」といいます。
- （注3）死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。以下同様とします。
- (2) 本条（1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を含みません。
- (3) 当社は、本条（1）の保険金のうち、保険証券に保険金額または保険金日額が記載されたものについてお支払いします。

第2条【保険金をお支払いできない場合－その1】

- (1) 当社は、次の①から⑨に掲げる事由のいずれかによって発生した傷害に対しては、保険金をお支払いしません。
- ① ご契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 上記①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いしないのは、その者が受け取るべき金額に限りません。
 - ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ④ 被保険者が次のア. からウ. のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間

- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 当会社が保険金をお支払いすべき傷害の治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質（注４）もしくは核燃料物質（注４）によって汚染された物（注５）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ 上記⑨から⑪の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑬ 上記⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- （注１）ご契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注２）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注３）運転する地における法令によるものをいいます。
- （注４）核燃料物質には使用済燃料を含みます。
- （注５）核燃料物質によって汚染された物には原子核分裂生成物を含みます。
- （２）当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金をお支払いしません。
- （注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第３条【保険金をお支払いできない場合－その２】

当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に発生した事故によって被った傷害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 被保険者が別表１に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次のア．からウ．のいずれかに該当する間
 - ア．乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ．に該当する場合を除き、自動車または原動機付自転車を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金をお支払いします。
 - イ．乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウ．に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車または原動機付自転車を使用している間については、保険金をお支払いします。
 - ウ．法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車または原動機付自転車を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車または原動機付自転車を使用している間

第４条【お支払いする死亡保険金の計算】

- （１）当会社は、被保険者が第１条【保険金をお支払いする場合】（１）および（２）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合は、死亡・後遺障害保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。
- （注）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を控除した残額とします。
- （２）第 32 条【死亡保険金受取人の変更】（１）または（２）の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が 2 名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。
- （３）第 32 条（８）の死亡保険金受取人が 2 名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。

第５条【お支払いする後遺障害保険金の計算】

- （１）当会社は、被保険者が第１条【保険金をお支払いする場合】（１）および（２）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が発生した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者にお支払いします。

後遺障害保険金の額	＝	死亡・後遺障害保険金額	×	別表 2 に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合
-----------	---	-------------	---	------------------------------

- （２）本条（１）の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて 181 日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、本条（１）のとおり算出した額を後遺障害保険金としてお支払いします。
- （３）別表 2 の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- （４）同一事故により、2 種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を

後遺障害保険金として支払います。

- ① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
- ② ①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
- ③ ①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第1条(1)および(2)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

適用する割合	=	別表2に掲げる加重後の 後遺障害に該当する等級に対する 保険金支払割合	－	既にあった後遺障害に該当する 等級に対する保険金支払割合
--------	---	---	---	---------------------------------

第6条【お支払いする入院保険金および手術保険金の計算】

- (1) 当社は、被保険者が第1条【保険金をお支払いする場合】(1)および(2)の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者にお支払いします。

入院保険金の額	=	入院保険金日額	×	入院した日数(注)
---------	---	---------	---	-----------

(注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いしません。

- (2) 本条(1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 被保険者が入院保険金の支払いを受けられる期間中にさらに入院保険金の支払いを受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金をお支払いしません。

- (4) 当社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第1条(1)および(2)の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者にお支払いします。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。(注1)

- ① 入院中(注2)に受けた手術の場合

手術保険金の額	=	入院保険金日額	×	10
---------	---	---------	---	----

- ② ①以外の手術の場合

手術保険金の額	=	入院保険金日額	×	5
---------	---	---------	---	---

(注1) 1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

(注2) 第1条(1)および(2)の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第7条【お支払いする通院保険金の計算】

- (1) 当社は、被保険者が第1条【保険金をお支払いする場合】(1)および(2)の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者にお支払いします。

通院保険金の額	=	通院保険金日額	×	通院した日数(注)
---------	---	---------	---	-----------

(注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靱帯損傷等の傷害を被った別表3に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等(注)を常時装着したときは、その日数について、本条(1)の通院をしたものとみなします。

(注) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。

- (3) 当会社は、本条（１）および（２）の規定にかかわらず、第 6 条〔お支払いする入院保険金および手術保険金の計算〕の入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。
- (4) 被保険者が通院保険金の支払いを受けられる期間中にさらに通院保険金の支払いを受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金をお支払いしません。

第 8 条〔当会社の責任限度額〕

当会社がこの保険契約に基づきお支払いすべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。

第 9 条〔死亡の推定〕

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第 1 条〔保険金をお支払いする場合〕（１）および（２）の傷害によって死亡したものと推定します。

第 10 条〔他の身体の障害または疾病の影響〕

- (1) 被保険者が第 1 条〔保険金をお支払いする場合〕（１）および（２）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または第 1 条（１）および（２）の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により第 1 条（１）および（２）の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたはご契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第 1 条（１）および（２）の傷害が重大となった場合も、本条（１）と同様の方法でお支払いします。

第 2 章 基本条項

第 11 条〔補償される期間－保険期間〕

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券に記載された保険期間の初日の午後 4 時（注）に始まり、末日の午後 4 時に終わります。
- （注）保険証券に午後 4 時以外の時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) 本条（１）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いしません。

第 12 条〔ご契約時に告知いただく事項－告知義務〕

- (1) ご契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、ご契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条（２）の規定は、次の①から④のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 本条（２）に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、本条（２）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
 - ③ ご契約者または被保険者が、第 1 条〔保険金をお支払いする場合〕の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が本条（２）の規定による解除の原因があることを知った時から 1 か月を経過した場合または保険契約締結時から 5 年を経過した場合
- （注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) 本条（２）の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第 21 条〔保険契約の解除または解約の効力〕の規定にかかわらず、当会社は、保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金をお支払いしていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) 本条（４）の規定は、本条（２）に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。

第 13 条【ご契約後に被保険者が職業または職務を変更した場合－通知義務その 1】

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険証券に記載された職業または職務を変更した場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券に記載された職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も本条（1）と同様とします。
- (3) ご契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく本条（1）または（2）の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率（注 1）が変更前料率（注 2）よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注 3）があった後に発生した事故による傷害に対しては、変更前料率（注 2）の変更後料率（注 1）に対する割合により、保険金を削減してお支払いします。
- （注 1）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- （注 2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- （注 3）本条（1）または（2）の変更の事実をいいます。以下本条において同様とします。
- (4) 本条（3）の規定は、当会社が、本条（3）の規定による保険金を削減してお支払いすべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減してお支払いする旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで 1 か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実があった時から 5 年を経過した場合には適用しません。
- (5) 本条（3）の規定は、職業または職務の変更の事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。
- (6) 本条（3）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実が発生し、この保険契約の引受範囲（注）を超えることとなった場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （注）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (7) 本条（6）の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第 21 条【保険契約の解除または解約の効力】の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実が発生した時から解除がなされた時まで発生した事故による傷害に対しては、当会社は、保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金をお支払いしていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第 14 条【ご契約後にご契約者が住所を変更した場合－通知義務その 2】

ご契約者が保険証券に記載された住所または通知先を変更した場合は、ご契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第 15 条【保険契約の無効】

次の①および②に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

- ① ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② ご契約者以外の方を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その被保険者の同意を得なかったとき。
- （注）被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を含みません。

第 16 条【保険契約の失効】

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第 17 条【保険契約の取消し】

ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第 18 条【ご契約者からの保険契約の解約】

ご契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。

第 19 条【重大事由による保険契約の解除】

- (1) 当会社は、次の①から⑤のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ ご契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ 上記①から④に掲げるもののほか、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、上記①から④の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（2）当会社は、次の①および②のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除（注）することができます。

① 被保険者が、本条（1）の③ア. からウ. またはオ. のいずれかに該当すること。

② 被保険者に発生した傷害に対してお支払いする保険金を受け取るべき者が、本条（1）の③ア. からオ. のいずれかに該当すること。

（注）解除する範囲はその被保険者に係る部分とします。

（3）本条（1）または（2）の規定による解除が傷害（注1）の発生した後になされた場合であっても、第21条〔保険契約の解除または解約の効力〕の規定にかかわらず、本条（1）の①から⑤の事由または（2）の①もしくは②の事由が発生した時から解除がなされた時まで発生した傷害（注1）に対しては、当会社は、保険金（注2）をお支払いしません。この場合において、既に保険金（注2）をお支払いしていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（注1）本条（2）の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に発生した傷害をいいます。

（注2）本条（2）の②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、本条（1）の③ア. からオ. のいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第20条〔被保険者による保険契約の解約請求〕

（1）被保険者がご契約者以外の者である場合において、次の①から⑥のいずれかに該当するときは、その被保険者は、ご契約者に対しこの保険契約を解約（注）することを求めることができます。

① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかったとき。

② ご契約者または保険金を受け取るべき者に、第19条〔重大事由による保険契約の解除〕（1）の①または②に該当する行為のいずれかがあったとき。

③ ご契約者または保険金を受け取るべき者が、第19条（1）の③ア. からオ. のいずれかに該当する場合

④ 第19条（1）の④に規定する事由が発生したとき。

⑤ 上記②から④のほか、ご契約者または保険金を受け取るべき者が、上記②から④の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき。

⑥ ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。

（注）解約する範囲はその被保険者に係る部分とします。以下本条において同様とします。

（2）ご契約者は、本条（1）の①から⑥の事由がある場合において、被保険者から本条（1）に規定する解約請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約を解約しなければなりません。

（3）本条（1）の①の事由がある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

（4）本条（3）の規定によりこの保険契約が解約された場合は、当会社は、遅滞なく、ご契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

第21条〔保険契約の解除または解約の効力〕

保険契約の解除または解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条〔保険料の返還または請求－告知義務・通知義務その1の場合等〕

（1）第12条〔ご契約時に告知いただく事項－告知義務〕（1）の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

（2）職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が発生した時以降の期間（注4）に対し日割をもって計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

（注1）第13条〔ご契約後に被保険者が職業または職務を変更した場合－通知義務その1〕（1）または（2）の変

更の事実をいいます。以下本条において同様とします。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。以下本条において同様とします。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。以下本条において同様とします。

(注4) ご契約者または被保険者の申出に基づく、第13条(1)または(2)の変更の事実が発生した時以降の期間をいいます。

(3) 当会社は、ご契約者が本条(1)または(2)の規定による追加保険料を払い込まなかった場合(注)は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、ご契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。

(4) 本条(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、本条(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金をお支払いしていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) 本条(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、本条(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実があった後に発生した事故による傷害に対しては、変更前料率の変更後料率に対する割合により、保険金を削減してお支払いします。

(6) 本条(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、ご契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(7) 本条(6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、ご契約者が追加保険料を払い込まなかったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金をお支払いします。

第23条【保険料の返還－無効または失効の場合】

(1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第15条【保険契約の無効】の①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第4条【お支払いする死亡保険金の計算】(1)の死亡保険金をお支払いすべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第24条【保険料の返還－取消しの場合】

第17条【保険契約の取消し】の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第25条【保険料の返還－解除または解約の場合】

(1) 第12条【ご契約時に告知いただく事項－告知義務】(2)、第13条【ご契約後に被保険者が職業または職務を変更した場合－通知義務その1】(6)、第19条【重大事由による保険契約の解除】(1)または第22条【保険料の返還または請求－告知義務・通知義務その1の場合等】(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第18条【ご契約者からの保険契約の解約】の規定により、ご契約者が保険契約を解約した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(3) 第19条(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除(注)した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(注) 解除する範囲はその被保険者に係る部分とします。

(4) 第20条【被保険者による保険契約の解約請求】(2)の規定により、ご契約者がこの保険契約を解約(注)した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) 解約する範囲はその被保険者に係る部分とします。以下本条において同様とします。

(5) 第20条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約を解約した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額をご契約者に返還します。

第26条【事故発生時の義務等】

(1) 被保険者が第1条【保険金をお支払いする場合】(1)および(2)の傷害を被った場合は、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、ご契約者または保険金

を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日以内に行方不明または遭難発生状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

- (3) ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

第 27 条【保険金のご請求】

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の①から⑤に掲げる時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が発生した時または事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 入院保険金については、被保険者が被った第 1 条【保険金をお支払いする場合】(1) および(2)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 手術保険金については、被保険者が第 1 条(1) および(2)の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
 - ⑤ 通院保険金については、被保険者が被った第 1 条(1) および(2)の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金をお支払いすべき日数が 90 日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払いを請求する場合は、別表 5 に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② 上記①に規定する者がいない場合または上記①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族
 - ③ 上記①および②に規定する者がいない場合または上記①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者(注)または上記②以外の 3 親等内の親族
- (注) <この保険約款全般に共通する用語のご説明－共通定義>の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4) 本条(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金をお支払いしません。
- (5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、本条(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(5)の規定に違反した場合または本条(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

第 28 条【保険金のお支払い】

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金をお支払いするために必要な次の①から④の事項の確認を終え、保険金をお支払いします。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金をお支払いできない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金をお支払いできない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- (注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第 27 条【保険金のご請求】(2) および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。以下本条において同様とします。
- (2) 本条(1)の①から④に掲げる事項の確認をするため、次の①から⑤の特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(注 1)を経過する日までに、保険金をお支払いします。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① 本条(1)の①から④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注 2) 180 日
 - ② 本条(1)の①から④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結

果の照会 90 日

- ③ 本条（１）の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120 日
- ④ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における本条（１）の①から④の事項の確認のための調査 60 日
- ⑤ 本条（１）の①から④の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

（注１）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注２）弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- （３）本条（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、本条（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- （４）本条（１）または（２）の規定による保険金のお支払いは、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第 29 条【当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求】

- （１）当会社は、第 26 条【事故発生時の義務等】の規定による通知または第 27 条【保険金のご請求】の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金のお支払いにあたり必要な限度において、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

- （２）本条（１）の規定による診断または死体の検案のために要した費用（注）は、当会社が負担します。

（注）収入の喪失を含みません。

第 30 条【時効】

保険金請求権は、第 27 条【保険金のご請求】（１）に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 31 条【代位】

当会社が保険金をお支払いした場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第 32 条【死亡保険金受取人の変更】

- （１）保険契約締結の際、ご契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- （２）保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、ご契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- （３）本条（２）の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、ご契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- （４）本条（３）の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、ご契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金をお支払いした場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金をお支払いしません。
- （５）ご契約者は、本条（２）の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- （６）本条（５）の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、ご契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金をお支払いした場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金をお支払いしません。
- （７）本条（２）および（５）の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- （８）死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。
（注）法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。
- （９）ご契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第 33 条【ご契約者の変更】

- （１）保険契約締結の後、ご契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約上の権利および義務を第三者に移転させることができます。
- （２）本条（１）の規定による移転を行う場合には、ご契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求し

なければなりません。

- (3) 保険契約締結の後、ご契約者が死亡した場合は、その死亡したご契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約上の権利および義務が移転するものとします。

第34条【ご契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い】

- (1) この保険契約について、ご契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他のご契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) 本条(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、ご契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他のご契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) ご契約者が2名以上である場合には、それぞれのご契約者は連帯してこの保険契約上の義務を負うものとします。

第35条【契約内容の登録】

- (1) 当社は、この保険契約締結の際、次の①から⑦に掲げる事項を協会(注)に登録します。
- ① ご契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当会社名
 - ⑦ 被保険者同意の有無
- (注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。以下本条において同様とします。
- (2) 各損害保険会社は、本条(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、本条(1)の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金のお支払いについて判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、本条(2)の規定により照会した結果を、本条(2)に規定する保険契約の解除または保険金のお支払いについて判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会および各損害保険会社は、本条(1)の登録内容または本条(2)の規定による照会結果を、本条(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限を損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等に当たる公の機関から損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公の機関以外に公開しないものとします。
- (5) ご契約者または被保険者は、自身に係る本条(1)の登録内容または本条(2)の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

第36条【被保険者が複数の場合の約款の適用】

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第37条【訴訟の提起】

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条【準拠法】

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第3条【保険金をお支払いできない場合－その2】の①の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) 山岳登はんとは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) 航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。

(注3) 航空機操縦には、職務として操縦する場合は含みません。

(注4) 超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

別表2（第5条【お支払いする後遺障害保険金の計算】関係）

後遺障害等級表

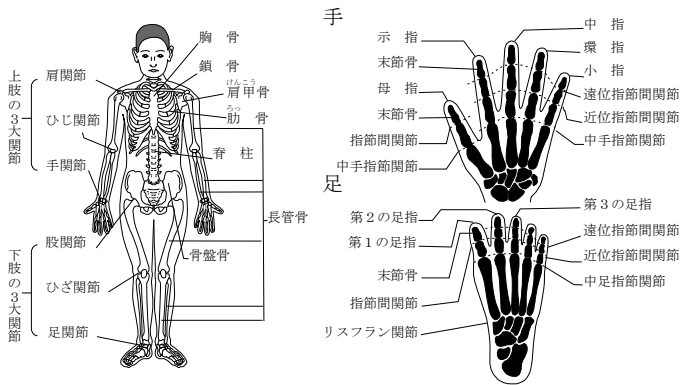
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、母指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものととは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、第1の足指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睪丸を失ったもの	42%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第 10 級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を 3 cm 以上短縮したもの (9) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの (10) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第 11 級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第 12 級	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの (12) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第 13 級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1 手の小指の用を廃したもの (8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1 下肢を 1 cm 以上短縮したもの (10) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの (11) 1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したもののまたは第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの	7%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第 14 級	(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1 耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4 %

(注 1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。
 (注 2) 関節等の説明図



別表 3 第 7 条【お支払いする通院保険金の計算】(2) 骨折、脱臼、^{じん}靱帯損傷等の傷害を被った部位

1. 長管骨または脊柱
 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の 3 大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等（注 1）を装着した場合に限ります。
 3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等（注 1）を装着した場合に限ります。
- (注 1) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、^{ろっ}肋骨固定帯、サポーター等を含みません。
- (注 2) 上記 1. から 3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の 3 大関節部分」および「^{ろっ}肋骨・胸骨」については、別表 2・注 2 の図に示すところによります。

別表 4（第 25 条【保険料の返還－解除または解約の場合】(2)、(4)、(5) 関係）

短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7 日まで	10
15 日まで	15
1 か月まで	25
2 か月まで	35
3 か月まで	45
4 か月まで	55
5 か月まで	65
6 か月まで	70
7 か月まで	75
8 か月まで	80
9 か月まで	85
10 か月まで	90
11 か月まで	95
1 年まで	100

別表5（第27条【保険金のご請求】関係）

保険金を請求する場合には、「○」を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

保 険 金 請 求 書 類						
提出書類	保険金種類	死亡	後障遺害	入院	手術	通院
(1) 当会社所定の保険金請求書		○	○	○	○	○
(2) 保険証券		○	○	○	○	○
(3) 当会社所定の傷害状況報告書		○	○	○	○	○
(4) 公の機関（注1）の事故証明書		○	○	○	○	○
(5) 死亡診断書または死体検案書		○				
(6) 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書			○	○	○	○
(7) 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○		○
(8) 死亡保険金受取人（注2）の印鑑証明書		○				
(9) 被保険者の印鑑証明書			○	○	○	○
(10) 被保険者の戸籍謄本		○				
(11) 法定相続人の戸籍謄本（注3）		○				
(12) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注4）		○	○	○	○	○
(13) その他当会社が第28条【保険金のお支払い】（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○	○	○

（注1）やむを得ない場合には、第三者とします。

（注2）死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となります。

（注3）死亡保険金受取人を定めなかった場合に必要となります。

（注4）保険金の請求を第三者に委任する場合に必要となります。

国内旅行傷害保険特約

<用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(50 音順)

用語	定義
旅行行程	保険証券に記載された旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

第1条【この特約の適用条件】

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条【保険金をお支払いする場合】

- (1) 当社は、被保険者(注1)が旅行行程中に日本国内において普通保険約款第1条【保険金をお支払いする場合】(1)の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金(注2)をお支払いします。
- (注1) 保険証券に記載された被保険者をいいます。以下同様とします。
- (注2) 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。以下同様とします。
- (2) 当社は、本条(1)のほか、旅行行程中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶(注)が通常の航路により日本国外を通過する場合またはその航空機もしくは船舶(注)に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合において、被保険者が日本国外において旅行行程中に被った傷害に対しても、保険金をお支払いします。
- (注) 日本を出発して日本に帰着する予定の航空機または船舶をいい、日本国外に寄港する予定のものを含みません。
- (3) 本条(1)および(2)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(注)を含みます。
- (注) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を含みません。
- (4) 当社は、本条(1)の保険金のうち、保険証券に保険金額または保険金日額が記載されたものについてお支払いします。

第3条【補償される期間－保険期間】

- (1) 当社の保険責任は、保険証券に記載された保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。
- (2) 本条(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 本条(1)の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、被保険者が乗客として搭乗している航空機、船舶、車両等の交通機関(注)が第三者による不法な支配を受けたことにより遅延した場合には、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要した時間で、かつ、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、保険責任の終期は延長されるものとします。
- (4) 本条(1)または(3)の規定にかかわらず、当社は、次の①および②のいずれかに掲げる事故による傷害に対しては、保険金をお支払いしません。
- ① 保険料領収前に発生した事故
- ② 被保険者の旅行行程開始前および旅行行程終了後に発生した事故
- (注) 航空機または船舶については、日本を出発して日本に帰着する予定のものをいい、日本国外に寄港する予定のものを含みません。

第4条【普通保険約款の不適用】

普通保険約款第11条【補償される期間－保険期間】、第13条【ご契約後に被保険者が職業または職務を変更した場合－通知義務その1】および第22条【保険料の返還または請求－告知義務・通知義務その1の場合等】(2)の規定は適用しません。

第5条【普通保険約款の読み替え】

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第4条【お支払いする死亡保険金の計算】(1)、第5条【お支払いする後遺障害保険金の計算】(1)、第6条【お支払いする入院保険金および手術保険金の計算】(1)、第7条【お支払いする通院保険金の計算】(1)、第9条【死亡の推定】、第10条【他の身体の障害または疾病の影響】(1)、第26条【事故発生時の義務等】(1)および第27条【保険金のご請求】(1)③の規定中「第1条【保険金をお支払いする場合】(1)および(2)の傷害」とあるのは「国内旅行傷害保険特約第2条【保険金をお支払いする場合】(1)から(3)の傷害」
- ② 第5条(5)、第6条(4)、第10条(1)および(2)ならびに第27条(1)の④および⑤の規定中「第1条(1)および(2)の傷害」とあるのは「国内旅行傷害保険特約第2条(1)から(3)の傷害」
- ③ 第12条【ご契約時に告知いただく事項－告知義務】(3)の③の規定中「第1条【保険金をお支払いする場合】

の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「国内旅行傷害保険特約第2条〔保険金をお支払いする場合〕に規定する事故による傷害を被る前に」

- ④ 第25条〔保険料の返還－解除または解約の場合〕（2）および（4）から（5）の規定中「既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料」とあるのは「既経過期間に対応する保険料」

第6条〔準用規定〕

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

通院保険金支払限度日数変更特約（30日用）

<用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
通院保険金支払限度日数	普通保険約款第7条〔お支払いする通院保険金の計算〕（1）に規定する通院保険金を支払う限度とする日数をいいます。

第1条〔この特約の適用条件〕

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条〔通院保険金支払限度日数の変更〕

当社は、この特約により、普通保険約款第7条〔お支払いする通院保険金の計算〕（1）の規定にかかわらず、通院保険金支払限度日数は30日とします。

第3条〔普通保険約款の読み替え〕

この特約については、普通保険約款第27条〔保険金のご請求〕（1）⑤の規定中「通院保険金をお支払いすべき日数が90日に達した時」とあるのは「通院保険金をお支払いすべき日数が30日に達した時」と読み替えて適用します。

個人賠償責任補償特約（国内旅行傷害保険用）

<用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

用語	定義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
損壊	滅失、破損または汚損をいい、それぞれの定義は次の①から③によります。 ① 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいいます。 ② 破損とは、財物が壊れることをいいます。 ③ 汚損とは、財物が汚れることまたは傷むことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。
損害賠償請求権者	事故により被保険者に対して損害賠償を請求できる者で、次の①または②の者をいいます。 ① 他人（注）の財物の損壊に対する第2条〔保険金をお支払いする場合〕の事故の場合は、被害を受けた財物の所有者等をいいます。 ② 他人（注）の身体の障害に対する第2条の事故の場合は、その事故の直接の被害者をいい、被害者が死亡したときは被害者の法定相続人等をいいます。 （注）被保険者以外の者をいいます。以下このご説明において同様とします。
被害者	事故により被害を受けた他人をいいます。
法律上の損害賠償責任	民法等法律に基づく損害賠償責任をいいます。

第1条〔この特約の適用条件〕

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条【保険金をお支払いする場合】

- (1) 当会社は、被保険者が国内旅行傷害保険特約の旅行行程(注1)中に日本国内において発生した偶然な事故(注2)により、他人(注3)の身体の障害または他人(注3)の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約、国内旅行傷害保険特約および普通保険約款の規定に従い、個人賠償責任保険金(注4)をお支払いします。
- (注1) 以下「旅行行程」といいます。
- (注2) 以下「事故」といいます。
- (注3) 被保険者以外の者をいいます。以下同様とします。
- (注4) 以下「保険金」といいます。
- (2) 当会社は、本条(1)のほか、国内旅行傷害保険特約第2条【保険金をお支払いする場合】(2)に規定する場合において、被保険者が、日本国外において旅行行程中に発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しても、保険金をお支払いします。
- (3) 本条(1)または(2)の被保険者が責任無能力者の場合は、その者の親権者等(注)を被保険者とします。ただし、当会社が保険金をお支払いするのは、その責任無能力者が本条(1)または(2)に掲げる旅行行程中に生じた偶然な事故のいずれかにより他人に加えた身体の障害または財物の損壊について、親権者等(注)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。
- (注) 親権者またはその他の法定監督義務者をいいます。

第3条【保険金をお支払いできない場合－その1】

当会社は、次の①から⑥に掲げる事由のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① ご契約者(注1)または被保険者の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ 上記②から④の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑥ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) ご契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 核燃料物質には使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物には原子核分裂生成物を含みます。

第4条【保険金をお支払いできない場合－その2】

当会社は、被保険者が次の①から⑩に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
 - ④ 被保険者と同居する親族(注1)および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任
 - ⑤ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、この規定を適用しません。
 - ⑥ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、ホテル、旅館等の宿泊施設の客室(注2)に与えた損害については、この規定を適用しません。
 - ⑧ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑩ 航空機、船舶・車両(注3)、銃器(注4)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (注1) 旅行のために一時的に別居する親族を含みます。
- (注2) 客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。
- (注3) 原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフ・カートは含みません。
- (注4) 空気銃は含みません。

第5条【お支払いする保険金の範囲】

第2条【保険金をお支払いする場合】の損害に対して、当会社が被保険者にお支払いする保険金の範囲は、次の①および②に掲げるものとします。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金(注)

② 被保険者が負担した次のア. からカ. に掲げる費用

ア. 損害防止軽減費用

被保険者が第8条〔事故発生時の義務等〕(1)の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益な費用

イ. 求償権保全行使費用

被保険者が第8条(1)の④に規定する他人に対する求償権の保全または行使に要した必要または有益な費用

ウ. 緊急措置費用

損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合の次の(ア)または(イ)に掲げる費用

(ア) 被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用

(イ) あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用

エ. 示談交渉費用

損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

オ. 示談協力費用

第9条〔当会社による解決〕(1)の規定に基づき当会社が損害賠償請求の解決に当たる場合において、その協力のために被保険者が支出した費用

カ. 争訟費用

損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停もしくは仲裁に要した費用または弁護士報酬

(注) 損害賠償金には、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。また、損害賠償金を支払うことにより被保険者が代位取得する物がある場合は、その価額を損害賠償金から差し引きします。

第6条〔お支払いする保険金の計算〕

当会社は、被保険者が第2条〔保険金をお支払いする場合〕の損害を被った場合には、1回の事故につき、次の算式によって算出した額を保険金として被保険者にお支払いします。

保険金の支払額	=	次の①の規定により算出した第5条〔お支払いする保険金の範囲〕の①の損害賠償金に対する保険金の支払額	+	次の②の規定により算出した第5条の②の費用に対する保険金の支払額
---------	---	---	---	----------------------------------

① 損害賠償金に対する保険金は、第5条の①の損害賠償金が自己負担額(注1)を超える場合に、損害賠償金に対する保険金をお支払いするものとし、お支払いする額は次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券に記載されたこの特約の保険金額をもって限度とします。

損害賠償金に対する 保険金の支払額	=	第5条の①の損害賠償金	-	自己負担額(注1)
----------------------	---	-------------	---	-----------

② 第5条の②の費用に対する保険金は、次の算式によって算出した額とします。

費用に対する 保険金の支払額	=	第5条の②の費用の全額(注2)
-------------------	---	-----------------

(注1) 1回の事故につき、この特約の自己負担額として保険証券に記載された額をいいます。以下同様とします。

(注2) 上記①の規定により算出した支払額が、保険証券に記載されたこの特約の保険金額を超える場合には、第5条の②の費用のうちエ. およびカ. の費用は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額とします。

第5条の②エ. およびカ. の支払額	=	被保険者が支出した第5条の②エ. およびカ. の費用の額	+	$\frac{\text{保険証券に記載されたこの特約の保険金額}}{\text{第5条の①の損害賠償金の額}}$
-----------------------	---	------------------------------	---	---

第7条〔他の保険契約等がある場合の取扱い〕

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約によりお支払いすべき保険金の額をお支払いします。

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額(注)から差し引いた額に対してのみ保険金をお支払いします。

(注) それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。なお、他の保険契約等では保険証券に免責金額と記載されている場合があります。

第8条〔事故発生時の義務等〕

(1) ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条〔保険金をお支払いする場合〕の事故が発生したこ

とを知った場合には、次の①から⑧に掲げる義務を履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止
損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 事故発生の通知
事故発生の日時、場所および事故の概要を遅滞なく当会社に通知すること。
- ③ 事故内容の通知
次に掲げるア. からウ. の事項を遅滞なく、書面により当会社に通知すること。
ア. 事故の状況、被害者の氏名（名称）および住所
イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の氏名（名称）および住所
ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 求償権の保全等
他人に損害賠償の請求（注１）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。
- ⑤ 責任の無断承認の禁止
損害賠償の請求を受けた場合には、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を講じるときを除き、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。
- ⑥ 訴訟の通知
損害賠償の請求についての訴訟を提起した場合、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等の通知
他の保険契約等の有無および内容（注２）について、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑧ 書類の提出等
上記①から⑦のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注１）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下本条において同様とします。

（注２）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。

（２）ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条（１）の①から⑧の義務に違反した場合は、当会社は、次の①から④の金額を差し引いて保険金をお支払いします。

- ① 本条（１）の①の義務に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② 本条（１）の②、③、⑥、⑦または⑧の義務に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ 本条（１）の④の義務に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ 本条（１）の⑤の義務に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（３）ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条（１）の③もしくは⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

第9条【当会社による解決】

- （１）当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。
- （２）本条（１）の場合には、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- （３）被保険者が、正当な理由がなく本条（２）の規定による協力に応じない場合は、本条（１）の規定は適用しません。

第10条【先取特権】

- （１）損害賠償請求権者は、被保険者がこの特約に基づき保険金を請求する権利（注）について先取特権を有します。
（注）第5条【お支払いする保険金の範囲】の②の費用に対する保険金の請求を除きます。以下本条において同様とします。
- （２）当会社は、次の①から④のいずれかに該当する場合に、保険金をお支払いします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条（１）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- （３）この特約に基づき保険金を請求する権利は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲り渡し、質権の目的とし、または

本条（２）の③の場合を除いて差し押えることができません。ただし、本条（２）の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払いを請求することができる場合を除きます。

第 11 条【保険金のご請求の特則】

- （１）普通保険約款第 27 条【保険金のご請求】（１）の規定にかかわらず、当会社に対するこの特約の保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- （２）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払いを請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第 12 条【保険金のお支払い】

- （１）当会社は、請求完了日（注 1）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金をお支払いするために必要な次の①から⑤の事項の確認を終え、保険金をお支払いします。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無、被保険者に該当する事実
 - ② 保険金をお支払いできない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金をお支払いできない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注 2）または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ 上記①から④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社がお支払いすべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注 1）被保険者または保険金を受け取るべき者が第 11 条【保険金のご請求の特則】（２）および普通保険約款第 27 条【保険金のご請求】（３）の規定による手続きを完了した日をいいます。以下本条において同様とします。

（注 2）時価額を含みます。
- （２）本条（１）の①から⑤に掲げる事項の確認をするため、次の①から⑤の特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（１）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（注 1）を経過する日までに、保険金をお支払いします。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - ① 本条（１）の①から④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注 2） 180 日
 - ② 本条（１）の①から④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90 日
 - ③ 本条（１）の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120 日
 - ④ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における本条（１）の①から⑤の事項の確認のための調査 60 日
 - ⑤ 本条（１）の①から⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

（注 1）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注 2）弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- （３）本条（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、本条（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- （４）本条（１）または（２）の規定による保険金のお支払いは、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第 13 条【代位】

- （１）損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② 上記①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) 本条(1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) ご契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する本条(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第14条【普通保険約款の不適用】

普通保険約款第2条【保険金をお支払いできない場合－その1】、第3条【保険金をお支払いできない場合－その2】、第20条【被保険者による保険契約の解約請求】、第26条【事故発生時の義務等】、第28条【保険金のお支払い】および第31条【代位】の規定は適用しません。

第15条【普通保険約款および国内旅行傷害保険特約の読み替え】

(1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第12条【ご契約時に告知いただく事項－告知義務】(3)の③の規定中「第1条【保険金をお支払いする場合】の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「個人賠償責任補償特約(国内旅行傷害保険用)第2条【保険金をお支払いする場合】の事故によって損害が発生する前に」

② 第12条(4)および(5)の規定中「傷害」とあるのは「損害」

③ 第22条【保険料の返還または請求－告知義務・通知義務その1の場合等】(7)の規定中「事故による傷害」とあるのは「この特約第2条【保険金をお支払いする場合】の事故による損害」

④ 第30条【時効】の規定中「第27条【保険金のご請求】(1)に定める時」とあるのは「個人賠償責任補償特約(国内旅行傷害保険用)第11条【保険金のご請求の特則】(1)に定める時」

(2) この特約については、国内旅行傷害保険特約第3条【補償される期間－保険期間】(4)の規定中「傷害に対しては」とあるのを「損害に対しては」と読み替えて適用します。

第16条【重大事由による解除に関する特則】

当会社は、普通保険約款第19条【重大事由による保険契約の解除】の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を次のとおり追加してこの特約に適用します。

① (1)の①の規定を次のとおり読み替えます。

「

① ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を発生させ、または発生させようとしたこと。

② (2)の規定を次のとおり読み替えます。

「

(2) 当会社は、被保険者が本条(1)の③ア. からオ. のいずれかに該当する場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除(注)することができます。

(注) 被保険者が複数である場合は、解除する範囲はその被保険者に係る部分とします。

③ (3)の規定を次のとおり読み替えます。

「

(3) 本条(1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第21条【保険契約の解除または解約の効力】の規定にかかわらず、本条(1)の①から⑤の事由または本条(2)の事由が発生した時から解除がなされた時まで発生した個人賠償責任補償特約(国内旅行傷害保険用)第2条【保険金をお支払いする場合】の事故による損害に対しては、当会社は、保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金をお支払いしていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

④ (3)の次に(4)の規定を次のとおり追加します。

「

(4) ご契約者または被保険者が本条(1)の③ア. からオ. のいずれかに該当することにより本条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、本条(3)の規定は、次の①または②の損害については適用しません。

① 本条(1)の③ア. からオ. のいずれにも該当しない被保険者に発生した損害

② 本条(1)の③ア. からオ. のいずれかに該当する被保険者に発生した法律上の損害賠償金の損害

第17条【準用規定】

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および国内旅行傷害保険特約の規定を準用します。

別表（第 11 条【保険金のご請求の特則】関係）

保 険 金 請 求 書 類

提出書類
(1) 当会社所定の保険金請求書
(2) 保険証券
(3) 当会社所定の事故状況報告書または公の機関が発行する事故証明書
(4) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
(5) 身体の障害に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合は、次の①から③に掲げる書類 ① 被害者が死亡した場合は、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本 ② 被害者に後遺障害が発生した場合は、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類 ③ 被害者が傷害を被った場合は、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
(6) 財物の損壊に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合は、被害が発生した物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注 1）および被害が発生した物の写真（注 2）
(7) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注 3）
(8) その他当会社が第 12 条【保険金のお支払い】（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注 1）既に支払いがなされた場合はその領収書とします。

（注 2）画像データを含みます。

（注 3）保険金の請求を第三者に委任する場合に必要となります。

携行品損害補償特約（国内旅行傷害保険用）

<用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（50 音順）

用語	定義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
修理費	損害が発生した地および時における保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。 （注）事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、価額の下落（格落損）は含みません。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
保険価額	損害が発生した地および時における保険の対象の価額（時価額）をいいます。
保険金額	保険証券に記載されたこの特約の保険金額で、当会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
身の回り品	被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産をいいます。

第 1 条【この特約の適用条件】

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第 2 条【保険の対象およびその範囲】

（1）保険の対象は、被保険者が国内旅行傷害保険特約の旅行行程（注）中に携行している身の回り品とします。

（注）以下「旅行行程」といいます。

（2）本条（1）の規定にかかわらず、次の①から⑧に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 株券、手形、定期券、その他の有価証券（注 1）、印紙、切手その他これらに類する物
- ② 預金証書または貯金証書（注 2）、クレジットカード、その他これらに類する物
- ③ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに類する物
- ④ 船舶（注 3）、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品
- ⑤ 被保険者が普通保険約款別表 1 に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
- ⑥ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
- ⑦ 動物および植物
- ⑧ その他保険証券に保険の対象に含まない旨記載された物

- (注1) 鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券および旅行券（以下「乗車券等」といいます。）
ならびに通貨および小切手については、保険の対象に含まれます。
- (注2) 通帳および現金自動支払機用カードを含みます。
- (注3) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

第3条【保険金をお支払いする場合】

- (1) 当社は、旅行行程中に日本国内において偶然な事故（注）によって保険の対象について発生した損害に対して、この特約、国内旅行傷害保険特約および普通保険約款の規定に従い保険金をお支払いします。
- （注）以下「事故」といいます。
- (2) 当社は、本条（1）のほか、国内旅行傷害保険特約第2条【保険金をお支払いする場合】（2）に規定する場合において、日本国外において旅行行程中に発生した事故によって保険の対象について発生した損害に対しても、保険金をお支払いします。

第4条【保険金をお支払いできない場合】

当社は、次の①から⑯に掲げる事由のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① ご契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 上記①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
- ③ 被保険者が次のア、からウ、のいずれかに該当する間に発生した事故
ア、被保険者が法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
イ、被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
ウ、被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ 上記④から⑥の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑧ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑨ 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合はこの規定を適用しません。
- ⑩ 保険の対象の欠陥。ただし、ご契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって発生した損害については、この規定を適用しません。
- ⑪ 保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- ⑫ 保険の対象のすり傷、かき傷または塗料のはがれ落ち等の単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ⑬ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的事故。ただし、偶然な外来の事故に起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的事故によって発生した火災による損害については、この規定を適用しません。
- ⑭ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に発生した損害についてはこの規定を適用しません。
- ⑮ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- ⑯ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により情報を記録しておくことができる物または機器に記録された情報のみに発生した損害

- （注1）ご契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）運転する地における法令によるものをいいます。
- （注4）核燃料物質には使用済燃料を含みます。
- （注5）核燃料物質によって汚染された物には原子核分裂生成物を含みます。

第5条【損害の額の決定】

- (1) 当社が保険金としてお支払いすべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険の対象の損傷を修理することができる場合においては、修理費をもって損害の額とします。
- (3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が発生したときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、本条（1）および（2）の規定によって損害の額を決定します。
- (4) 第8条【事故発生時の義務等】（4）の費用をご契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および本条（1）から（3）の規定によって計算された額の合計額を損害の額とします。

- (5) 本条(1)から(4)の規定によって計算された損害の額が、その損害が発生した保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害の額とします。
- (6) 本条(1)から(5)の規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用およびご契約者または被保険者が負担した第8条(4)の費用の合計額を損害の額とします。
- (7) 保険の対象の1個、1組または1対について損害の額が10万円を超える場合は、当会社は、そのものの損害の額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合において、保険の対象の損害の額の合計額が5万円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害の額を5万円とみなします。

第6条【お支払いする保険金の計算】

当会社がお支払いする保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険期間を通じ、保険証券に記載された保険金額をもって限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の支払額}} = \boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{自己負担額(注)}}$$

(注) 1回の事故につき、この特約の自己負担額として保険証券に記載された額をいいます。

第7条【他の保険契約等がある場合の取扱い】

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(注1)の合計額が、第5条【損害の額の決定】の規定による損害の額(注2)を超えるときは、当会社は、次の①または②の額を保険金としてお支払いします。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額(注1)
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第5条の規定による損害の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。
(注1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
(注2) それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。なお、他の保険契約等では保険証券に免責金額と記載されている場合があります。

第8条【事故発生時の義務等】

- (1) ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険の対象について第3条【保険金をお支払いする場合】の損害が発生したことを知った場合には、次の①から⑦の義務を履行しなければなりません。
- ① 損害の発生および拡大の防止
損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ② 事故発生の通知
事故発生の日時、場所および事故の概要を遅滞なく当会社に通知すること。
 - ③ 事故内容の通知
次に掲げるア、およびイ、の事項を遅滞なく、書面により当会社に通知すること。
ア、事故の状況、損害の程度
イ、事故発生の日時、場所または状況について、証人となる者がある場合は、その者の氏名(名称)および住所
 - ④ 盗難の届出
損害が盗難によって発生した場合には、遅滞なく警察署へ届け出ること。ただし、次のア、またはイ、の場合には警察署への届出のほか、それぞれ次の届出を遅滞なく行うこと。
ア、盗難にあった保険の対象が小切手の場合は、その小切手の振出人(注1)および支払金融機関への届出
イ、盗難にあった保険の対象が乗車券等の場合は、その運輸機関(注2)または発行者への届出
 - ⑤ 求償権の保全等
他人(注3)に損害賠償の請求(注4)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。
 - ⑥ 他の保険契約等の通知
他の保険契約等の有無および内容(注5)について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑦ 書類の提出等
上記①から⑥のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。
(注1) 振出人が盗難にあった被保険者である場合を含みません。
(注2) 宿泊券の場合は、その宿泊施設をいいます。
(注3) 被保険者以外の者をいいます。以下同様とします。
(注4) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下本条において同様とします。
(注5) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。

- (2) ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく本条(1)の①から⑦の義務に違反した場合は、当会社は、次の①から③に掲げる金額を差し引いて保険金をお支払いします。
- ① 本条(1)の①の義務に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 本条(1)の②、③、④、⑥または⑦の義務に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ 本条(1)の⑤の義務に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
- (3) ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)の③、④もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。
- (4) 当会社は、次の①および②に掲げる費用をお支払いします。
- ① 本条(1)の①の損害の発生または拡大を防止するために要した必要または有益な費用
 - ② 本条(1)の⑤の手続きのために必要な費用

第9条【保険金のご請求の特則】

- (1) 普通保険約款第27条【保険金のご請求】(1)の規定にかかわらず、当会社に対するこの特約の保険金請求権は、事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払いを請求する場合は、別表に掲げる書類のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第10条【保険金のお支払い】

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金をお支払いするために必要な次の①から⑤の事項の確認を終え、保険金をお支払いします。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無、被保険者に該当する事実
 - ② 保険金をお支払いできない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金をお支払いできない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ 上記①から④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社がお支払いすべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第9条【保険金のご請求の特則】(2)および普通保険約款第27条【保険金のご請求】(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。以下本条において同様とします。
- (2) 本条(1)の①から⑤に掲げる事項の確認をするため、次の①から④の特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(注1)を経過する日までに、保険金をお支払いします。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① 本条(1)の①から④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注2) 180日
 - ② 本条(1)の①から④の事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における本条(1)の①から⑤の事項の確認のための調査 60日
 - ④ 本条(1)の①から⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注2) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) 本条(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) 本条(1)または(2)の規定による保険金のお支払いは、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第11条【被害物の調査】

保険の対象について損害が発生した場合は、当会社は、保険の対象および損害の調査と関連して必要となる事項を調査することができます。

第 12 条【盗難品発見後の通知義務】

ご契約者または被保険者は、盗難にあった保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なくその旨を当会社に通知しなければなりません。

第 13 条【残存物および盗難品の所有権について】

- (1) 当会社が保険金をお支払いした場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社が所有権を取得する旨の意思を表示した場合を除き、被保険者が有するものとします。
- (2) 盗難にあった保険の対象が、当会社が保険金をお支払いする前に回収された場合は、回収するために支出した費用以外の損害はなかったものとみなします。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、乗車券等が払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が発生したものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害の額より小さいときは、その差額についても損害が発生したものとみなします。
- (4) 盗難にあった保険の対象に対して、当会社が保険金をお支払いした場合は、盗難にあった保険の対象の所有権その他の物権のうちお支払いした保険金の保険価額(注)に対する割合分は、当会社に移転します。
(注) 保険の対象が乗車券等の場合は損害の額とします。
- (5) 本条(4)の規定にかかわらず、被保険者は、当会社がお支払いした保険金に相当する額(注)を当会社に支払うことで、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
(注) 第 8 条【事故発生時の義務等】(4)の①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。
- (6) 本条(2)または(5)の場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に発生した保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当会社が保険金をお支払いすべき損害の額は第 5 条【損害の額の決定】の規定によって決定します。

第 14 条【代位】

- (1) 損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② 上記①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額
- (2) 本条(1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) ご契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する本条(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 15 条【普通保険約款の不適用】

普通保険約款第 2 条【保険金をお支払いできない場合－その 1】、第 3 条【保険金をお支払いできない場合－その 2】、第 20 条【被保険者による保険契約の解約請求】、第 26 条【事故発生時の義務等】、第 28 条【保険金のお支払い】および第 31 条【代位】の規定は適用しません。

第 16 条【普通保険約款および国内旅行傷害保険特約の読み替え】

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
 - ① 第 12 条【ご契約時に告知いただく事項－告知義務】(3)の③の規定中「第 1 条【保険金をお支払いする場合】の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「携行品損害補償特約(国内旅行傷害保険用)第 3 条【保険金をお支払いする場合】の事故によって損害が発生する前に」
 - ② 第 12 条(4)および(5)の規定中「傷害」とあるのは「損害」
 - ③ 第 22 条【保険料の返還または請求－告知義務・通知義務その 1 の場合等】(7)の規定中「事故による傷害」とあるのは「携行品損害補償特約(国内旅行傷害保険用)第 3 条【保険金をお支払いする場合】の事故による損害」
 - ④ 第 30 条【時効】の規定中「第 27 条【保険金のご請求】(1)に定める時」とあるのは「携行品損害補償特約(国内旅行傷害保険用)第 9 条【保険金のご請求の特則】(1)に定める時」
- (2) この特約については、国内旅行傷害保険特約第 3 条【補償される期間－保険期間】(4)の規定中「傷害に対しては」とあるのを「損害に対しては」と読み替えて適用します。

第 17 条【重大事由による解除に関する特則】

当会社は、普通保険約款第 19 条【重大事由による保険契約の解除】の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を次のとおり追加してこの特約に適用します。

- ① (1)の①の規定を次のとおり読み替えます。
- 「
- ① ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社がこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を発生させ、または発生させようとしたこと。」
- ② (3)の規定を次のとおり読み替えます。
- 「
- (3) 本条(1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第21条[保険契約の解除または解約の効力]の規定にかかわらず、本条(1)の①から⑤の事由または本条(2)の事由が発生した時から解除がなされた時まで発生した携行品損害補償特約(国内旅行傷害保険用)第3条[保険金をお支払いする場合]の事故による損害に対しては、当会社は、保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金をお支払いしていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。」
- ③ (3)の次に(4)の規定を次のとおり追加します。
- 「
- (4) ご契約者または被保険者が本条(1)の③ア. からオ. のいずれかに該当することにより本条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、本条(3)の規定は、本条(1)の③ア. からウ. またはオ. のいずれにも該当しない被保険者に発生した損害については適用しません。」

第18条[準用規定]

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および国内旅行傷害保険特約の規定を準用します。

別表(第9条[保険金のご請求の特則]関係)

保 険 金 請 求 書 類

提出書類
(1) 当会社所定の保険金請求書
(2) 保険証券
(3) 当会社所定の事故状況報告書
(4) 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明書に限ります。
(5) 保険の対象の損害の程度を証明する書類
(6) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注)
(7) その他当会社が第10条[保険金のお支払い](1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注) 保険金の請求を第三者に委任する場合に必要となります。

救援者費用等補償特約(国内旅行傷害保険用)

<用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
救援者	被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族をいい、これらの者の代理人を含みます。
現地	事故発生地または被保険者の収容地をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
捜索	遭難した被保険者を捜索、救助または移送することをいいます。

第1条[この特約の適用条件]

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条【保険金をお支払いする場合】

(1) 当社は、被保険者が国内旅行傷害保険特約の旅行行程（注1）中に次の①から④に掲げる場合のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者または被保険者の親族が費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約、国内旅行傷害保険特約および普通保険約款の規定に従い、救援者費用等保険金（注2）をその費用の負担者にお支払いします。

- ① 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合
- ② 被保険者が山岳登山（注3）中に遭難した場合
- ③ 急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合
- ④ 被保険者が被った国内旅行傷害保険特約第2条【保険金をお支払いする場合】の傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に次のア、またはイ、のいずれかに該当した場合

ア. 死亡した場合

イ. 継続して14日以上入院（注4）した場合

（注1）以下「旅行行程」といいます。

（注2）以下「保険金」といいます。

（注3）山岳登山とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。以下同様とします。

（注4）他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限り、この場合において、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。

(2) 本条（1）の④イ. の入院とは、治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(3) 本条（1）の④イ. の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(4) 本条（1）の②の山岳登山中の被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が下山予定期日後48時間を経過しても下山しなかったときは、ご契約者または被保険者の親族もしくはこれらに代わる者が次の①から③に掲げるもののいずれかに対して、被保険者の捜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。

- ① 警察その他の公的機関
- ② サルベージ会社または航空会社
- ③ 遭難救助隊

第3条【費用の範囲】

第2条【保険金をお支払いする場合】（1）の費用とは、次の①から⑤に掲げるものをいいます。

① 捜索救助費用

捜索活動に要した必要または有益な費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいい、遭難の態様に応じて通常支出される費用を含みます。ただし、被保険者が山岳登山の行程中に遭難したことによって支払った費用は含みません。

② 交通費

救援者の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の合理的かつ妥当な交通経路・手段・方法により支出した1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。ただし、第2条（1）の③の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者の交通費は含みません。

③ 宿泊料

現地および現地までの行程における合理的かつ妥当な救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、第2条（1）の③の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者の宿泊料は含みません。

④ 移送費用

次のア、またはイ、に規定するいずれかの費用をいいます。

ア. 死亡した被保険者を現地から保険証券に記載された被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用

イ. 治療を継続中の被保険者を保険証券に記載された被保険者の住所または病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（注）をいいます。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃は移転費（注）の額から差し引きます。

⑤ 諸雑費

救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等をいい、3万円を限度とします。

(注) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。

第4条【保険金をお支払いできない場合－その1】

(1) 当社は、次の①から⑩に掲げる事由のいずれかによって第2条【保険金をお支払いする場合】(1)の①から④に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① ご契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 上記①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が救援者費用等保険金の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いしないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ④ 被保険者が次のア、からウ、のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア、被保険者が法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ、被保険者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ウ、被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 当社が保険金をお支払いすべき傷害の治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ 上記⑨から⑪の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑬ 上記⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) ご契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 核燃料物質には使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物には原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被保険者が次の①から③のいずれかに該当する間に発生した事故によって第2条(1)の①から④に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した損害に対しては、救援者費用等保険金をお支払いしません。

- ① 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記③に該当する場合を除き、自動車または原動機付自転車をを用いて道路上で競技等をしている間については、保険金をお支払いします。
- ② 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車または原動機付自転車をを使用している間については、保険金をお支払いします。
- ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車または原動機付自転車をを用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車または原動機付自転車をを使用している間

(3) 当社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第2条(1)の④イ、の入院をしたことにより発生した損害に対しては、その症状の原因がいかなくとも、保険金をお支払いしません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条【保険金をお支払いできない場合－その2】

当社は、被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間に発生した事故によって第2条【保険金をお支払いする場合】(1)の①から④に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した損害に対しては、ご契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所定の保険料を払い込んでいない場合は、保険金をお支払いしません。

第6条【お支払いする保険金の計算】

(1) 当社がお支払いする保険金の額は、損害の額とします。ただし、保険期間を通じ、保険証券に記載された保険金額をもって限度とします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害賠償金の給付を受けることができた場合には、その給付

を受けた金額を本条（１）の損害の額から差し引いて、その残額をお支払いします。

第7条【他の保険契約等がある場合の取扱い】

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（注）の合計額が、第6条【お支払いする保険金の計算】の損害の額を超えるときは、当会社は、次の①または②の額を保険金としてお支払いします。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額（注）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

第6条の損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第8条【事故発生時の義務等】

（１）ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、被保険者が第2条【保険金をお支払いする場合】（１）の①から④のいずれかに該当した場合は、第2条（１）の①から④に掲げる場合のいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次の①から③に掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

① 第2条（１）の①から③の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生の状況

② 第2条（１）の④の場合は、事故発生の状況および傷害の程度

③ 他の保険契約等の有無および内容（注）

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。

（２）ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条（１）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

第9条【保険金のご請求の特則】

（１）普通保険約款第27条【保険金のご請求】（１）の規定にかかわらず、当会社に対するこの特約の保険金請求権は、第2条【保険金をお支払いする場合】の損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（２）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払いを請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第10条【保険金のお支払い】

（１）当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金をお支払いするために必要な次の①から⑤の事項の確認を終え、保険金をお支払いします。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無、被保険者に該当する事実

② 保険金をお支払いできない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金をお支払いできない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ 上記①から④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社がお支払いすべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が第9条【保険金のご請求の特則】（２）および普通保険約款第27条【保険金のご請求】（３）の規定による手続きを完了した日をいいます。以下本条において同様とします。

（２）本条（１）の①から⑤に掲げる事項の確認をするため、次の①から④の特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（１）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（注1）を経過する日までに、保険金をお支払いします。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① 本条（１）の①から④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注2） 180日

② 本条（１）の①から④の事項を確認するための、専門機関鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条（１）の①から⑤の事項の確認のための調査 60日

④ 本条（１）の①から⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (注2) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) 本条(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) 本条(1)または(2)の規定による保険金のお支払いは、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第11条【代位】

- (1) 損害が発生したことにより被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額
 - ② 上記①以外の場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額
- (2) 本条(1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) ご契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する本条(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第12条【普通保険約款の不適用】

普通保険約款第2条【保険金をお支払いできない場合－その1】、第3条【保険金をお支払いできない場合－その2】、第20条【被保険者による保険契約の解約請求】、第26条【事故発生時の義務等】、第28条【保険金のお支払い】および第31条【代位】の規定は適用しません。

第13条【普通保険約款および国内旅行傷害保険特約の読み替え】

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第12条【ご契約時に告知いただく事項－告知義務】(3)の③の規定中「第1条【保険金をお支払いする場合】の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「救援者費用等補償特約(国内旅行傷害保険用)第2条【保険金をお支払いする場合】(1)に規定する事故によって損害が発生する前に」
 - ② 第12条(4)および(5)の規定中「傷害」とあるのは「損害」
 - ③ 第22条【保険料の返還または請求－告知義務・通知義務その1の場合等】(7)の規定中「事故による傷害」とあるのは「救援者費用等補償特約(国内旅行傷害保険用)第2条【保険金をお支払いする場合】(1)に規定する事故による損害」
 - ④ 第30条【時効】の規定中「第27条【保険金のご請求】(1)に定める時」とあるのは「救援者費用等補償特約(国内旅行傷害保険用)第9条【保険金のご請求の特則】(1)に定める時」
- (2) この特約については、国内旅行傷害保険特約第3条【補償される期間－保険期間】(4)の規定中「事故による傷害」とあるのは「損害」、「発生した事故」とあるのは「救援者費用等補償特約(国内旅行傷害保険用)第2条【保険金をお支払いする場合】の事故により発生した損害」と読み替えて適用します。

第14条【重大事由による解除に関する特則】

当会社は、普通保険約款第19条【重大事由による保険契約の解除】の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を次のとおり追加してこの特約に適用します。

- ① (1)の①の規定を次のとおり読み替えます。
「
 - ① ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を発生させ、または発生させようとしたこと。」
- ② (2)の規定を次のとおり読み替えます。
「
 - (2) 当会社は、被保険者(注1)が本条(1)③ア、からウ、またはオ、のいずれかに該当する場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除(注2)することができます。
(注1) 費用を負担したことによって損害を被った被保険者の親族を含みます。
(注2) 被保険者が複数である場合は、解除する範囲はその被保険者に係る部分とします。」
- ③ (3)の規定を次のとおり読み替えます。
「

(3) 本条(1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第21条〔保険契約の解除または解約の効力〕の規定にかかわらず、本条(1)の①から⑤の事由または本条(2)の事由が発生した時から解除がなされた時まで発生した救援者費用等補償特約(国内旅行傷害保険用)第2条〔保険金をお支払いする場合〕の事故による損害に対しては、当会社は、保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金をお支払いしていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。」

④ (3)の次に(4)の規定を次のとおり追加します。

「

(4) ご契約者または被保険者(注)が本条(1)の③ア. からオ. のいずれかに該当することにより本条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、本条(3)の規定は、本条(1)の③ア. からオ. のいずれにも該当しないご契約者または被保険者(注)に発生した損害については適用しません。

(注) 費用を負担したことによって損害を被った被保険者の親族を含みます。」

第15条〔準用規定〕

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および国内旅行傷害保険特約の規定を準用します。

別表(第9条〔保険金のご請求の特則〕関係)

保 険 金 請 求 書 類

提出書類
(1) 当会社所定の保険金請求書
(2) 保険証券
(3) 被保険者が第2条〔保険金をお支払いする場合〕(1)①から④に掲げる場合のいずれかに該当したことを証明する書類
(4) 保険金のお支払いを受けようとする第3条〔費用の範囲〕の①から⑤に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
(5) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注)
(6) その他当会社が第10条〔保険金のお支払い〕(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注) 保険金の請求を第三者に委任する場合に必要となります。

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (国内旅行傷害保険用)

<用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
アルバトロス	各ホールの基準打数(パー)よりも3つ少ない打数でボールがホール(球孔)に入ることを行います。ただし、基準打数(パー)が4打の場合のホールインワンを含みません。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(注)、基準打数(パー)35以上の9ホールを正規にラウンドすることを行います。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。(注) ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴を必要としません。
ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、施設の利用が有料(注)のものをいいます。(注) 名目を問いません。
ホールインワン	各ホールの第1打によってボールが直接ホール(球孔)に入ることを行います。

第1条〔この特約の適用条件〕

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条〔保険金をお支払いする場合〕

当会社は、被保険者が国内旅行傷害保険特約第2条〔保険金をお支払いする場合〕の旅行行程中にゴルフ場におい

てゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として次の①から④の費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約、国内旅行傷害保険特約および普通保険約款の規定に従い、ホールインワン・アルバトロス費用保険金（注１）をお支払いします。

① 贈呈用記念品購入費用。ただし、次のア．からエ．を購入する費用を含みません。

ア．貨幣、紙幣

イ．有価証券

ウ．商品券等の物品切手

エ．プリペイドカード（注２）

② 祝賀会費用

③ ゴルフ場に対する記念植樹費用

④ 次のア．からウ．に掲げる費用。ただし、保険金額の 10%を限度とします。

ア．慣習として支出することが適当な自然保護団体への寄付金

イ．ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用

ウ．記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン・アルバトロス達成を記念して作成するモニュメント等の費用

（注１）以下「保険金」といいます。

（注２）被保険者がホールインワン・アルバトロス達成を記念して特に作成した場合に負担した費用は保険金のお支払い対象とします。

第３条【被保険者－補償の対象となる方】

普通保険約款第１条【保険金をお支払いする場合】（１）に規定する被保険者で、かつ、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者（注）とします。

（注）ゴルフの競技または指導を職業としている者以外の者をいいます。

第４条【保険金をお支払いできない場合】

当会社は、次の①または②に掲げるホールインワンまたはアルバトロスの達成による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

① 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス

② 被保険者がゴルフ場の使用人（注）である場合、その被保険者が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

（注）臨時雇いを含みます。

第５条【お支払いする保険金の計算】

当会社がお支払いする保険金の額は、損害の額とします。ただし、１回のホールインワンまたはアルバトロスにつき、保険証券に記載されたこの特約の保険金額をもって限度とします。

第６条【他の保険契約等がある場合の取扱い】

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（注１）の合計額が、支払限度額（注２）を超えるとときは、当会社は、次の①または②の額を保険金としてお支払いします。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額（注１）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額（注２）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注１）を限度とします。

（注１）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額を支払限度額とします。

第７条【ホールインワンまたはアルバトロスを達成した時の義務等】

（１）ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、損害が発生したことを知った場合は、次の①から④に掲げる事項を、当会社に遅滞なく通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

① ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日時および場所

② 同伴競技者の住所および氏名

③ 補助者として使用したキャディの氏名

④ 他の保険契約等の有無および内容（注）

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。

（２）ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条（１）の規定に違反した場合は、当

会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

第8条【保険金のご請求の特則】

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、ホールインワンまたはアルバトロスの達成による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の支払いを請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第9条【保険金のお支払い】

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金をお支払いするために必要な次の①から⑤の事項の確認を終え、保険金をお支払いします。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した状況、損害発生の有無、被保険者に該当する事実
 - ② 保険金をお支払いできない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金をお支払いできない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、ホールインワンまたはアルバトロスの達成と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ 上記①から④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社がお支払いすべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が第8条【保険金のご請求の特則】（2）および普通保険約款第 27 条【保険金のご請求】（3）の規定による手続きを完了した日をいいます。以下本条において同様とします。
- (2) 本条（1）の①から⑤に掲げる事項の確認をするため、次の①から④の特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（注1）を経過する日までに、保険金をお支払いします。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - ① 本条（1）の①から④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注2） 180 日
 - ② 本条（1）の①から④の事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90 日
 - ③ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における本条（1）の①から⑤の事項の確認のための調査 60 日
 - ④ 本条（1）の①から⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

（注1）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注2）弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) 本条（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、本条（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) 本条（1）または（2）の規定による保険金のお支払いは、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第10条【代位】

- (1) 損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② 上記①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額
- (2) 本条（1）の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) ご契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する本条（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 11 条【保険金お支払い後の保険契約】

当会社が保険金をお支払いした場合であっても、この特約の保険金額は減額しません。

第 12 条【普通保険約款の不適用】

普通保険約款第 2 条【保険金をお支払いできない場合－その 1】、第 3 条【保険金をお支払いできない場合－その 2】、第 9 条【死亡の推定】、第 20 条【被保険者による保険契約の解約請求】、第 26 条【事故発生時の義務等】、第 28 条【保険金のお支払い】、第 29 条【当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求】および第 31 条【代位】の規定は適用しません。

第 13 条【普通保険約款および国内旅行傷害保険特約の読み替え】

(1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第 12 条【ご契約時に告知いただく事項－告知義務】(3) の③の規定中「第 1 条【保険金をお支払いする場合】の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（国内旅行傷害保険用）第 2 条【保険金をお支払いする場合】に定めるホールインワンまたはアルバトロスの達成による損害が発生する前に」
- ② 第 12 条(4) および(5) の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ③ 第 22 条【保険料の返還または請求－告知義務・通知義務その 1 の場合等】(7) の規定中「事故による傷害」とあるのは「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（国内旅行傷害保険用）第 2 条【保険金をお支払いする場合】に定めるホールインワンまたはアルバトロスの達成による損害」
- ④ 第 30 条【時効】の規定中「第 27 条【保険金のご請求】(1) に定める時」とあるのは「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（国内旅行傷害保険用）第 8 条【保険金のご請求の特則】(1) に定める時」

(2) この特約については、国内旅行傷害保険特約第 3 条【補償される期間－保険期間】(4) の規定中「傷害に対しては」とあるのを「損害に対しては」と読み替えて適用します。

第 14 条【重大事由による解除に関する特則】

当会社は、普通保険約款第 19 条【重大事由による保険契約の解除】の規定を次のとおり読み替え、(4) の規定を次のとおり追加してこの特約に適用します。

- ① (1) の①の規定を次のとおり読み替えます。

「

- ① ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を発生させ、または発生させようとしたこと。

」

- ② (3) の規定を次のとおり読み替えます。

「

- (3) 本条(1) または(2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第 21 条【保険契約の解除または解約の効力】の規定にかかわらず、本条(1) の①から⑤の事由または本条(2) の①もしくは②の事由が発生した時から解除がなされた時まで発生したホールインワン・アルバトロス費用補償特約（国内旅行傷害保険用）第 2 条【保険金をお支払いする場合】の事故による損害に対しては、当会社は、保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金をお支払いしていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

」

- ③ (3) の次に(4) の規定を次のとおり追加します。

「

- (4) ご契約者または被保険者が本条(1) の③ア. からオ. のいずれかに該当することにより本条(1) または(2) の規定による解除がなされた場合には、本条(3) の規定は、本条(1) の③ア. からウ. またはオ. のいずれにも該当しない被保険者に発生した損害については適用しません。

」

第 15 条【準用規定】

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および国内旅行傷害保険特約の規定を準用します。

別表（第 8 条【保険金のご請求の特則】関係）

保 険 金 請 求 書 類

提出書類
(1) 当会社所定の保険金請求書
(2) 保険証券
(3) 次の①から③に掲げる者すべてが署名または記名押印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
① 同伴競技者（注 1）

提出書類	
②	ホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者として使用したキャディ（注2）
③	ホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の支配人（注3）
（4）	第2条【保険金をお支払いする場合】の①から④に掲げる費用を被保険者が負担したことを証明する領収書
（5）	委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注4）
（6）	その他当社が第9条【保険金のお支払い】（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
（注1）ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴競技者の証明は不要です。	
（注2）次のア. からウ. のいずれかの書類の提出がある場合は、キャディの証明は不要です。	
ア. そのゴルフ場の使用人で被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した者1名以上が署名または記名押印した当社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書。使用人には臨時雇いを含みます。	
イ. 被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に被保険者が参加している間に達成したホールインワンまたはアルバトロスの場合で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃したその公式競技の参加者または競技委員1名以上が署名または記名押印した当社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書	
ウ. 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したことが確認できるビデオ映像等、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に立証することができる資料	
（注3）支配人の業務を代行または行使する権限を有すると確認できた者を含みます。	
（注4）保険金の請求を第三者に委任する場合に必要となります。	

テロ行為補償特約（国内旅行傷害保険用）

<用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

第1条【この特約の適用条件】

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条【保険金をお支払いする場合】

（1）当社は、この特約に従い、普通保険約款第2条【保険金をお支払いできない場合－その1】（1）の⑨の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為については保険金をお支払いします。」

（2）当社は、普通保険約款第2条（1）の⑨以外の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約に、本条（1）と同じ規定がある場合には、その規定についても本条（1）と同様に読み替えて適用します。

電子決済手段による保険料支払に関する特約

<用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用語	定義
け	決済機関	電子決済手段を提供する事業者をいいます。
つ	通信料金等	基本使用料、通話料ならびにパケット通信料等の電気通信事業者が定める通信サービスに関する料金および有料サービス料金の総称をいいます。
	通信料金等との合算払	当社から保険料請求権を譲り受けた電気通信事業者に対して、ご契約者が通信料金等の支払いと合わせて、保険料を払い込む決済手段をいいます。
て	電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第九条の登録を受けた者及び第十六条第一項の規定による届出をした者をいいます。
	電子決済手段	クレジットカード払、通信料金等との合算払等について、当社所定の電子媒体により決済手続きを行う手段をいいます。

	用語	定義
ゆ	有料サービス	申込みにより有料で提供を受けることができるサービスであって、電気通信事業者以外の者が、電気通信事業者がその料金を請求することについて、電気通信事業者の承諾を得た上で提供するものをいいます。
ほ	保険料	この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める契約締結時に払い込むべき保険料(注)ならびに分割保険料(注)をいいます。 (注) 普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める告知・通知事項の承認等の場合の追加保険料等を含みます。

第1条【この特約の適用条件】

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条【電子決済手段による保険料支払の取扱いの承認】

当会社は、この特約により、当会社の指定する電子決済手段により、ご契約者が、この保険契約の保険料を払い込むことを承認します。

第3条【保険料の領収時期】

- (1) ご契約者が電子決済手段により保険料を払い込む場合、ご契約者がその電子決済手段の会員規約やサービス利用規約等(注1)に従い決済手続きを行い、保険料相当額全額(注2)の決済手続きを完了した時をもって、当会社はその保険料を領収したものとみなします。
(注1) ポイントサービス等が利用できる決済手段の場合は、そのサービスを含みます。
(注2) ポイントサービス等を利用して保険料相当額の決済手続きを行った場合でも、当会社はその保険料を金銭で領収したものとします。
- (2) 当会社が決済機関からこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、本条(1)の規定を適用しません。ただし、ご契約者が電子決済手段所定の手続きを行い、決済機関に対して保険料相当額の全額が既に払い込まれている場合は含みません。

第4条【保険料の直接請求および保険料請求後の取扱い】

- (1) 当会社が決済機関から保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、ご契約者にその保険料を直接請求できるものとします。ただし、ご契約者が決済機関に対して保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合には、当会社は、その払い込まれた保険料相当額についてご契約者に請求できないものとします。
- (2) ご契約者が電子決済手段所定の手続きを行った場合において、本条(1)の規定により当会社がご契約者に保険料を請求し、ご契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第3条【保険料の領収時期】(1)に定める時にさかのぼって、当会社は、その保険料を領収したものとみなします。
- (3) ご契約者が本条(2)の保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除の効力は、将来に向かってのみ生じます。

第5条【保険料返還の特則】

ご契約者が、電子決済手段により保険料を払い込む場合で、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、当会社が保険料を返還するときは、当会社は、第3条【保険料の領収時期】(1)に定める時に、当会社は保険料を領収したものとみなして、ご契約者に対し保険料を返還します。

第6条【準用規定】

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

クレジットカードによる保険料支払に関する特約

<用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
オーソリゼーション	クレジットカードの使用に際して、当会社が、クレジットカード発行会社に対し、次のア、およびイ、について確認を行うことをいいます。 ア. そのクレジットカードが利用可能な状態であること イ. クレジットカードを使用して払い込む保険料の額がそのクレジットカードの利用限度額内であること

用語	定義
会員規約等	クレジットカードの名義人とクレジットカード会社との間で締結された会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
クレジットカードの名義人	クレジットカード発行会社との間で締結された会員規約等により会員として認められた者またはクレジットカードの使用を認められた者をいいます。
保険料	この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める契約締結時に払い込むべき保険料ならびに分割保険料（注） （注）普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める告知・通知事項の承認等の場合の追加保険料等を含みます。

第1条【この特約の適用条件】

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条【クレジットカードによる保険料の払込み】

当会社は、この特約により、当会社の指定するクレジットカードを使用して、ご契約者が、この保険契約の保険料を払い込むことを承認します。ただし、クレジットカードの名義人とご契約者とが同一である場合に限りです。

第3条【クレジットカードによる保険料の領収】

- （1）ご契約者からクレジットカードを使用して保険料を払い込むことについての申出があり、かつ、会員規約等に従いクレジットカードが使用された場合には、当会社は、オーソリゼーションおよびオーソリゼーションの番号の取得を行ったうえで、クレジットカードにより保険料を払い込むことを承認した時に、当会社はその保険料を領収したものとみなします。
- （2）次の①または②のいずれかに該当する場合には、当会社は、本条（1）の規定を適用しません。
 - ① 当会社がクレジットカード発行会社からこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合。ただし、ご契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して保険料相当額の全額が既に払い込まれている場合は含みません。
 - ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第4条【保険料の直接請求および保険料請求後の取扱い】

- （1）当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、ご契約者にその保険料を直接請求できるものとします。ただし、ご契約者がクレジットカード発行会社に対して保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合には、当会社は、その払い込まれた保険料相当額についてご契約者に請求できないものとします。
- （2）ご契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、本条（1）の規定により当会社が保険料を請求し、ご契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第3条【クレジットカードによる保険料の領収】（1）に定める時にさかのぼって、当会社は、その保険料を領収したものとみなします。
- （3）ご契約者が本条（2）の保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除の効力は、将来に向かってのみ生じます。

第5条【保険料の返還の特則】

普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合には、当会社は、第3条【クレジットカードによる保険料の領収】（1）の規定により、当会社が承認した保険料相当額を領収したものととして、ご契約者に対し保険料を返還します。

第6条【準用規定】

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

通信料金等との合算による保険料支払に関する特約（債権譲渡型）

<用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
通信料金等	基本使用料、通話料ならびにパケット通信料等の電気通信事業者が定める通信サービスに関する料金および有料サービス料金の総称をいいます。

用語	定義
通信料金等との合算による保険料支払の取扱い	当会社から保険料請求権を譲り受けた電気通信事業者に対して、ご契約者が通信料金等の支払いと合わせて、保険料を払い込むことをいいます。
電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第九条の登録を受けた者及び第十六条第一項の規定による届出をした者をいいます。
有料サービス	申込みにより有料で提供を受けることができるサービスであって、電気通信事業者以外の者が、電気通信事業者がその料金を請求することについて、電気通信事業者の承諾を得た上で提供するものをいいます。
保険料	この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める契約締結時に払い込むべき保険料(注)ならびに分割保険料(注)をいいます。 (注) 普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める告知・通知事項の承認等の場合の追加保険料等を含みます。

第 1 条【この特約の適用条件】

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第 2 条【通信料金等との合算による保険料支払の取扱いの承認】

当会社は、この特約により、当会社の指定する電気通信事業者を利用した通信料金等との合算による保険料支払の取扱いにより、ご契約者が、この保険契約の保険料を払い込むことを承認します。

第 3 条【通信料金等との合算による保険料支払の取扱いにおける保険料の領収時期】

- (1) ご契約者が通信料金等との合算による保険料支払の取扱いにより保険料を払い込む場合、合算支払にかかる電気通信事業者による認証ならびに承認がなされた時をもって、当会社はその保険料を領収したものとみなします。
- (2) 当会社が電気通信事業者からこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、本条（1）の規定を適用しません。ただし、ご契約者が通信料金と併せて保険料を払い込んでおり、電気通信事業者に対して保険料相当額の全額が既に払い込まれている場合は含みません。

第 4 条【保険料の直接請求および保険料請求後の取扱い】

- (1) 当会社が電気通信事業者から保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、ご契約者にその保険料を直接請求できるものとします。ただし、ご契約者が電気通信事業者に対して保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合には、当会社は、その払い込まれた保険料相当額についてご契約者に請求できないものとします。
- (2) ご契約者が通信料金等との合算による保険料支払の取扱いを行った場合において、本条（1）の規定により当会社にご契約者に保険料を請求し、ご契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第 3 条[通信料金等との合算による保険料支払の取扱いにおける保険料の領収時期]（1）に定める時にさかのぼって、当会社は、その保険料を領収したものとみなします。
- (3) ご契約者が本条（2）の保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除の効力は、将来に向かってのみ生じます。

第 5 条【通信料金等との合算による保険料支払の取扱いにおける保険料返還の特則】

ご契約者が、通信料金等との合算による保険料支払の取扱いを行う場合で、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、当会社が保険料を返還するときは、当会社は、第 3 条[通信料金等との合算による保険料支払の取扱いにおける保険料の領収時期]（1）に定める時に、当会社は保険料を領収したものとみなして、ご契約者に対し保険料を返還します。

第 6 条【準用規定】

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

インターネット通信販売に関する特約（国内旅行傷害保険用）

<用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(50 音順)

用語	定義
手続完了通知	保険証券の発行を省略した場合の電子文書による保険契約手続完了通知をいいます。

用語	定義
引受通知	次の①から③に掲げる事項を記載した電子文書による保険契約引受通知をいいます。 ① 保険契約の内容 ② 保険料 ③ 保険料の払込方法およびその払込期限（注） （注）口座振替により払い込む場合は、振替予定日とします。
保険証券等	保険証券、引受通知または手続完了通知をいいます。

第1条【この特約の適用条件】

この特約は、保険証券等にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条【保険契約の申込み】

当会社に対してインターネット通信を媒体として、保険契約の申込みをしようとする者は、所定の保険契約申込画面に所要の事項を入力し、定められた申込有効期間内に当会社へ送信することにより、保険契約の申込みをすることができるものとします。

第3条【保険契約の引受け】

第2条【保険契約の申込み】の規定により保険契約の申込みを受けた場合は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、引受通知をインターネット通信によりご契約者に送信します。

第4条【保険料の払込み】

ご契約者は、保険料を引受通知に記載された方法により、払込期限までに払い込まなければなりません。

第5条【保険料を口座振替により払い込む場合の特則】

保険料を口座振替により払い込む場合において、保険料の振替予定日が口座振替委託金融機関の休業日に該当し、その休業日の翌営業日に保険料の振替が行われた場合には、当会社は、保険料の振替予定日に払込みがあったものとみなします。

第6条【補償される期間－保険期間】

- （1）当会社の保険責任は、国内旅行傷害保険特約第3条【補償される期間－保険期間】（1）の規定にかかわらず、次の①または②のいずれか遅い時に始まり、保険期間の末日の午後12時に終わります。
- ① 保険証券等に記載された保険期間の初日の午前0時
 - ② 保険証券等に記載された申込年月日時分
- （2）本条（1）の規定にかかわらず、当会社は、被保険者の国内旅行傷害保険特約第2条【保険金をお支払いする場合】の旅行行程開始前および旅行行程終了後に発生した事故については、保険金をお支払いしません。

第7条【保険契約の解除－保険料の払込みがない場合】

- （1）ご契約者が保険料を第4条【保険料の払込み】に定める払込期限を経過した後相当の期間内に払い込まなかった場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （2）本条（1）の解除の効力は保険期間の初日から生じます。

第8条【告知事項の訂正・通知事項等の申出方法の特則】

- （1）ご契約者または被保険者が次の①から④の規定による訂正の申出または通知を行う場合は、書面またはファクシミリ等の通信手段により、当会社の所定の連絡先に直接行うものとします。
- ① 普通保険約款第14条【ご契約後にご契約者が住所を変更した場合－通知義務その2】
 - ② 普通保険約款第18条【ご契約者からの保険契約の解約】
 - ③ 普通保険約款第26条【事故発生時の義務等】
 - ④ この保険契約に付帯された他の特約の通知に関する事項
- （2）本条（1）の①から④の訂正の申出または通知をインターネット通信により行う場合は、当会社にご契約者の住所・氏名・当会社が承認したIDおよびパスワードが事前登録されており、そのIDおよびパスワードにより当会社が本人確認を行うことができる場合に限り、行うことができます。
- （3）ご契約者が普通保険約款第22条【保険料の返還または請求－告知義務・通知義務その1の場合等】（6）に規定する保険契約の条件の変更の通知を行う場合についても、ご契約者は、本条（1）および（2）の規定に従い、通知を行うことができます。

第9条【追加保険料の払込み】

- （1）ご契約者は、第8条【告知事項の訂正・通知事項等の申出方法の特則】に規定する訂正の申出または通知に基づき、当会社が普通保険約款第22条【保険料の返還または請求－告知義務・通知義務その1の場合等】の規定により追加

保険料の請求を行う場合は、第8条の訂正の申出または通知を行った日からその日を含めて30日以内に当会社の請求する追加保険料を払い込まなければなりません。

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、ご契約者が、普通保険約款第22条(1)の規定による追加保険料を払い込まなかった場合(注)は、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、ご契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。

- (3) 本条(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、この保険契約で定める保険金支払事由(注)に対しては保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金をお支払いしていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注) その原因を含みます。以下同様とします。

- (4) 本条(1)の規定にかかわらず、ご契約者が、普通保険約款第22条(6)の規定による追加保険料を払い込まなかった場合は、当会社は、追加保険料を領収する前に発生したこの保険契約で定める保険金支払事由に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金をお支払いします。

第10条【死亡保険金受取人】

普通保険約款第32条【死亡保険金受取人の変更】の規定にかかわらず、ご契約者は、この保険契約の死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更することはできません。

第11条【普通保険約款またはこの保険契約に付帯された他の特約の読み替え】

普通保険約款またはこれに付帯された他の特約の規定中「保険証券」とあるのは「保険証券等」と読み替えて適用します。

第12条【準用規定】

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、国内旅行傷害保険特約およびこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険証券等の発行に関する特約

<用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
保険証券等	保険証券、普通保険約款および特約をいいます。

第1条【この特約の適用条件】

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、保険証券等を発行しないことについての合意がある場合に適用されます。

第2条【保険証券等の発行】

- (1) 当会社は、この特約により、保険証券等を発行しません。
- (2) 保険契約者が、保険期間の途中で当会社に対して保険証券等の発行を請求する場合には、この特約を削除するものとし、この場合は、当会社は、削除前の保険料と削除後の保険料の差額の全額を請求することができます。

第3条【保険証券等の記載事項に関する特約】

当会社は、この特約により、インターネットの当会社が定めるホームページ上の画面に、この保険契約の契約内容として記載した事項を、保険証券等の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

第4条【保険金の請求に関する特約】

当会社は、この特約により、被保険者または保険金請求権者が、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い保険金の支払いを請求する場合であっても、当会社に対する保険証券等の提出を要しません。